

万引に関する全国青少年意識調査報告書



平成20年6月

調査： 特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

分析： 日本女子大学 人間社会学教育学科教授 清永賢二
株式会社ステップ総合研究所主任研究員 川嶋 宏昌

協力： 文部科学省・警察庁

第1章 万引についての全国青少年意識・態度調査枠組み・・・1

- (1) 調査の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 調査の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (4) 調査実施者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (5) 調査対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (6) 調査対象選定設計過程及び調査期間・・・・・・・・2

第2章 万引についての青少年の意識・態度の調査結果・・・4

I 青少年における万引への基本的意識と態度・・・・・・4

- (1) 万引とは(小学生のみ)・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (2) 万引について、どこで教えられましたか(全学校児童・生徒)・・・・4
- (3) 万引に対する考え(全学校児童・生徒)・・・・・・・・5
- (4) 万引に対する友達の考え(全学校児童・生徒)・・・・7
- (5) 万引を誘われた経験の有無(全学校児童・生徒)・・・・9
- (6) 少年達が万引をする理由(全学校児童・生徒)・・・・10
- (7) 万引でつかまったらどうなると思うか(全学校児童・生徒)・・・・11
- (8) 万引の品物を友人等へ「売る」話しを聞いた体験(全学校児童・生徒)・・・13

II 万引少年への対応についての意見・・・・・・・・・・14

II-1 店舗の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

- (1)-1 店舗が警察に引き渡すことに対する考え(中高生)・・・・14
- (1)-2 警察へ引き渡すべきと思う理由(中高生)・・・・15
- (1)-3 警察に引き渡すべきと思わない理由(中高生)・・・・16
- (1)-4 店舗が学校に連絡することに対する考え(中高生)・・・・17
- (1)-5 学校に連絡すべきと思う理由・・・・・・・・・・・・17
- (1)-6 学校に連絡すべきだと思わない理由・・・・・・・・19
- (1)-7 店舗の保護者引取りの連絡に対する考え(中高生)・・・・20
- (1)-8 保護者に引取りにきてもらうべきと思う理由(中高生)・・・・22
- (1)-9 保護者に引取りにきてもらうべきと思わない理由(中高生)・・・・23

II-2 警察の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

- (2)-1 警察から学校への連絡に対する意識(中高生)・・・・24
- (2)-2 警察は学校へ連絡すべきと思う理由(中高生)・・・・25
- (2)-3 警察は学校へ連絡すべきと思わない理由(中高生)・・・・27

Ⅱ－３ 親の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(3)－1 連絡を受けた親は直ちに引取りに行くべきか(中高生)・・・・・・・・	28
(3)－2 直ちに引取りに行くべきと思う理由(中高生)・・・・・・・・	28
(3)－3 直ちに引取りに行くべきと思わない理由(中高生)・・・・・・・・	30
(3)－4 親の指導に対する意識(中高生)・・・・・・・・	31
(3)－5 親は厳しく指導するべきだと思う理由(中高生)・・・・・・・・	31
(3)－6 親は厳しく指導するべきと思わない理由(中高生)・・・・・・・・	32
(3)－7 店舗に対する親・子の対応についての意識(中高生)・・・・・・・・	34
Ⅲ. 万引を無くすための対策(全学年) ・・・・・・・・	36
(1) 万引対策への知識(全学校児童・生徒)・・・・・・・・	36
(2) 子どもが万引をしなくなるための対策(全学校児童・生徒)・・・・・・・・	38
Ⅳ その他の非行への意識 ・・・・・・・・	39
(1) 麻薬や脱法ドラッグに対する意識(中高生)・・・・・・・・	39
(2) 麻薬や脱法ドラッグに対する友達の意識(中高生)・・・・・・・・	40
(3) 喫煙に対する意識・・・・・・・・	41
(4) 喫煙に対する友達の意識(中高生)・・・・・・・・	43
第3章 まとめ ～考察を含め～ ・・・・・・・・	44
I 全体の主な結果 ・・・・・・・・	44
Ⅱ 考察 ・・・・・・・・	45
1. 万引少年の基本的特徴 ・・・・・・・・	44
(1) 早い段階からの万引少年化への芽生え・・・・・・・・	44
(2) 必要な友人関係の調整・・・・・・・・	46
(3) 軽微であれば「万引は犯罪と分かっているにもかかわらず」許容・・・・・・・・	46
(4) 親に対する実態と本園の乖離・・・・・・・・	46
(5) 複合する許容性・・・・・・・・	47
(6) タイプ別に万引少年を指導する必要・・・・・・・・	47
(7) 万引少年化の過程・・・・・・・・	47
2. 店舗の「万引防止行動計画」 ・・・・・・・・	48
「万引防止行動計画」・・・・・・・・	49
調査票・・・・・・・・	50

第1章 万引についての全国青少年意識・態度調査枠組み

(1) 調査の背景

「万引」はたかが万引ではない。

非行少年中に占める万引少年の割合は最も高く、平成 19 年中の刑法犯少年では 27%を占めた。少年非行の動向は、万引によって左右されるといっても過言ではない。さらに、万引は「初発型非行」の一種と定義づけられることを見るように、多くの場合、凶悪・粗暴等の多様な犯罪の入口となる犯罪となっている。

こうした万引について、一般の青少年(以下、「少年」)たちがどのような関わりや意識を持っているのかを知ることは、少年による非行のマクロな動向を占うだけでなく、万引という視点から我が国の将来を担う少年たちの「青少年健全育成」を考える上で極めて重要な作業といえよう。

(2) 調査の目的

これまでも万引に対する少年たちの意識調査は多くの都道府県でなされてきた。しかし、全国レベルで同一の調査枠組みと調査票(調査項目)による一般少年対象の調査は極めて限られたものであった。特に、経年的になされた調査は皆無といってよい。

本調査は、万引に対する少年たちの意識を、全国調査によって年代別・男女別・地域別等分析の基礎データを得ることにより、行政・警察当局の防犯施策、青少年指導団体、街の防犯ボランティア活動等に資することを目的に計画された。

また、経年的に成されてきたことにより、万引に対する意識の時間変化を明らかにし、万引行為の規定にある少年の規範意識の変化を探ることも目的とされる。本調査は、平成 18 年度、19 年度そして今回の 20 年度調査である。

(3) 調査の内容

主な調査項目は次の通りである(附表、「調査票」参照)。

- ① 万引についてどこで教えられたか
- ② 万引についてどのように考えているか
- ③ 万引について友達はどのように考えているか
- ④ 万引に誘われたことがあるか
- ⑤ 万引をする理由はなんですか
- ⑥ 万引で捕まったらどうなると思うか
- ⑦ 万引したものを友人などに売っているという話をどう思うか
- ⑧ 少年が万引をしなくなるためにはどうすればいいか
- ⑨ 万引をさせないために店等がやっていること知っているか
- ⑩ その他(麻薬・ドラッグ・タバコについての意識)

(4) 調査実施者

調査: 特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

(理事長 河上 和雄: 元東京地検特別捜査部長)

分析: 日本女子大学 人間社会学部 教育学科教授 清永 賢二

株式会社ステップ総合研究所主任研究員 川嶋 宏昌

協力: 文部科学省・警察庁

(5) 調査対象者

調査は、「青少年と万引の実態・意識把握」という枠から、以下の3種の少年を調査の対象とした。

- ① 小学校5年生男女:
- ② 中学2年生男女
- ③ 高校2年生男女

最終的には、以下のような調査対象者数となった。

表1-1 調査対象者数

	調査対象校	予定調査票配布数(A)	最終回収数(B)*	有効回収率(B/A)
小学5年生	47校	2350票	2,692票(1,297)	114.6%
中学2年生	47校	4700票	4,434票(2,153)	94.3%
高校2年生	47校	4700票	4,995票(2,308)	106.3%
合計	141校	11,750票	12,121票(5,758)	103.2%

注1: ()内、女子児童・生徒数

注2: 「予定調査票配布数」以上の「最終回収数」が生じたことは、各学校に配布した「予備調査票」にも回答した調査票を集計数の中に繰り込んだためである。

分析対象少年の性別構成は以下のものである(表2)。男女の性別構成は、ほぼ同数であり差はない。

表2 分析対象者の性別構成

	男子	女子	合計
小学5年生	1395(51.8)	1297(48.2)	2692(100.0)
中学2年生	2208(49.8)	2226(50.2)	4434(100.0)
高校2年生	2563(51.3)	2432(48.7)	4995(100.0)
合計	6166(50.9)	5955(49.1)	12121(100.0)

(6) 調査対象選定設計過程及び調査期間

調査は、全国の小・中・高の中から複数校をサンプリングし、各学校の教室単位で調査票の配布・回収によって実施した。

- ① サンプルング法:2層ランダム・サンプルング(都道府県別・学校別)
- ② 台帳:「全国学校総覧」2007年版
- ③ 票数:合計11,750票
小学校5年:1校当たり 50票
中学校2年:1校当たり100票
高校 2年:1校当たり100票
調査対象校は都道府県別・学校規模別に無作為に抽出。
- ④ 調査実施の手順
 - * 調査票等の送付
 - ・調査票および提出用封筒のセットは本機構より各校校長名宛で宅急便により直接送付した。
 - ・送付セット数は予備を含めて、小学は70セット(50+20)、中学および高校は120セット(100+20)である。
 - ・対象校によっては予備票を含めて回答した場合があります、その場合の回答も全て有効回答とした。
 - ・調査の依頼に当たっては、予め本票送付の概ね10日前までに、主意書・調査票サンプル・参考資料等を全対象校に送付して予告を行った。
 - ・さらに、各都道府県教育委員会には、文部科学省の依頼文を添付して調査に対する協力依頼を行った。
 - * 配布・記入・回収・返送
 - ・送付した調査票セットは、担任教師により、教室内で対象児童・生徒に配布された。
 - ・調査票の記入は無記名。記入済みの調査票は記入者が回収用の封筒に入れ、糊付けし担任に提出(回収)した。
 - ・提出された調査票入りの封筒は教室内でまとめ、返送用バック(着払い伝票貼付)に入れて、そのまま本機構宛返送してもらった。
- ⑤ 調査期間:平成19年12月～平成20年3月

第2章 万引についての青少年の意識・態度の調査結果

I 青少年における万引への基本的意識と態度

(1) 万引とは(小学生のみ)

表 2-1 万引であることの認知度

		万引であることの認知(小学生のみ)		合計
		はい	いいえ	
小学生		2671	21	2692
	%	99.2%	0.8%	100.0%
合計		2671	21	2692
	%	99.2%	0.8%	100.0%

中学・高校生の場合は、全員が「万引」という概念も既に明確なものとなっていると思われる。しかし、小学5年生(以下、「小学生」)では、その可能性は低いものと思われる。そこで、「万引とは、お金を払わずに、お店の商品をもってゆくこと」と定義し、小学生に「(こうした)万引について知っているか否か」を求めた(表2-1)。

「知っています」という回答が99.2%の少年からなされ、殆ど全員が「万引」とはどういった行為かが分かっていることが明らかとなった。分かっていないものは、僅かに21人(0.8%)でしかない。万引は、小学生でもほぼ全員に認知されているとあって良い。

男女によってこうした傾向に差はない。

(2) 万引について、どこで教えられましたか(全学校児童・生徒)

「万引についてどこで教えられましたか」(複数回答)(小学・問2, 中高・問9)

1. 学校で ※ この選択肢は、小学生のみ
学校の授業で ※ この選択肢は、中高のみ
2. 保護者から
3. 警察で
4. テレビで ※ この選択肢は、小学のみ
5. 特に教えられたことはない ※ この選択肢は、中高のみ
6. その他(具体的に:

表 2-2 万引について教えられた場所や人

		学校で	授業で	保護者か ら	警察で	TVから	特になし	その他
小学校		1353		1517	202	1969		195
	%	50.3%		56.4%	7.5%	73.1%		7.2%
中学			2567	1785	387		1188	362
	%		57.9%	40.3%	8.7%		26.8%	8.2%
高校			2585	1283	298		1854	326
	%		51.8%	25.7%	6.0%		37.1%	6.5%
合計		1353	6505	4585	887	1969	3042	883
	%	50.3%	54.6%	37.8%	7.3%	73.1%	32.3%	7.3%

全対象者に共通する項目では、「保護者から」が34%と多く、次いで「警察で」が7%の者によってあげられた(表2-2)。「保護者から」は年齢が低くなるほど多くなり、小学生では56%のものがあがる。逆に高校生では26%にすぎない。「警察」をあげるものの少ないことは、日常的な子どもの世界に警察が入り指導していないことの表れと見られる。

小学生のみの項目では、「テレビで」をあげる者が73%と極めて多く、子どもの万引へのテレビの影響の大きいことがうかがえる。次いでは、「学校で」をあげる者が50%をとっている。小学生は、学校よりもテレビから万引を学ぶ者が多いとみられる。

中・高校生に共通する項目では、「授業で」をあげる者が55%となっている。しかし、その一方で、「(教えられた場所は)特になし」という者も32%を占めており、「万引」ということだけではなく、「万引は犯罪」という教育が3人に1人の中・高校生に明確に教えられていないことがうかがえる。この特徴は、特に中学生よりも高校生に強くなる。

(3) 万引に対する考え(全学校児童・生徒)

「万引についてあなたはどのように考えますか」(小学・問3, 中高・問1)

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題ではないこと
4. その他(具体的に:

表 2-3 万引に対する本人の意識

		あなたはどのような考え方ですか				合計
		絶対にやってはいけない	やってはいけないが大きな問題ではない	良くある事で問題でない	その他	
小学校		2597	76	8	11	2692
	%	96.5%	2.8%	.3%	.4%	100.0%
中学		3847	500	50	37	4434
	%	86.8%	11.3%	1.1%	.8%	100.0%
高校		4162	677	85	71	4995
	%	82.9%	13.6%	1.7%	1.4%	100.0%
合計		10606	1253	143	119	12121
	%	87.5%	10.3%	1.2%	1.0%	100.0%

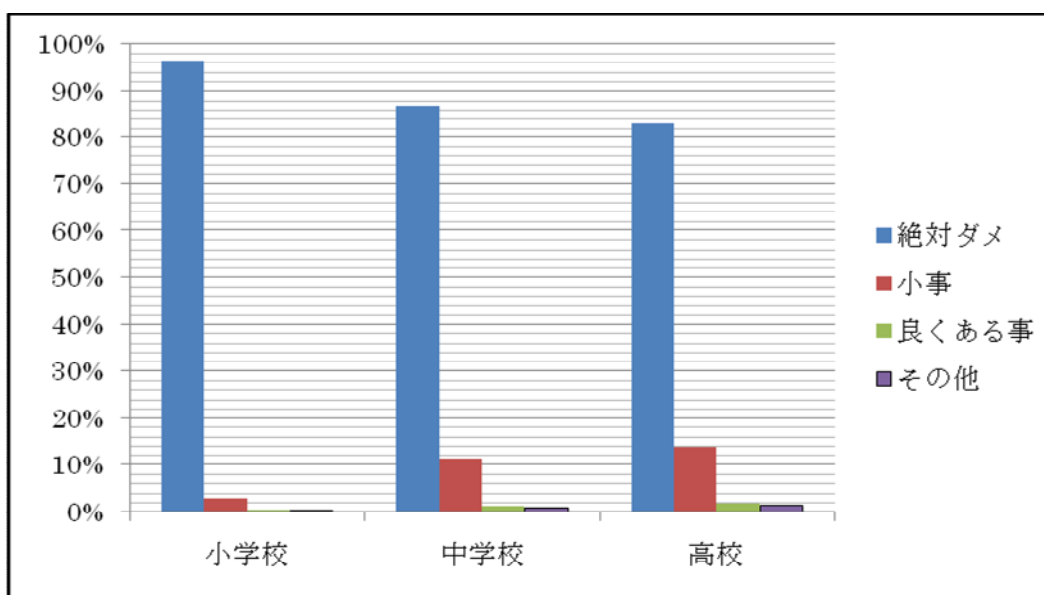


図 1 万引に対してのあなたの考え

「絶対にやってはいけない」が全対象者の88%と殆どを占める(表2-3)。しかし、この「絶対いけない」も小学生で97%が高校生では83%と低くなり、年齢の高まりと同時に低下している。

その一方で、「やってはいけないが大きな問題ではない」と許容化する者が高年齢になるほど多くを占めるようになり、小学生の3%に対し高校生では14%と多くなる。

小学生から年齢が高くなるほど、「やってはいけないことだが大きな問題ではない」と万引行為を許容化し、自己の行為の責任を中和化する傾向の少年が多くなることがうかがえる。おそらく中和化を図る少年の心理的は以後に「たてまえ」大きく作用しているものとみられる。それだけ年齢の高

い少年になるほど、機会があれば万引行為に走る危険性が強くなるともいえる。

また、「良くあることで問題でない」という者も年齢が高くなるほど着実に増えており、少年の間における「たかが万引」という意識の着実な広まりがうかがえる。

(4) 万引に対する友達の考え(全学校児童・生徒)

「万引についてあなたの友達どのように考えていると思いますか」

(小学・問4, 中高・問2)

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題ではないこと
4. その他(具体的に:

表 2-4 友達の考え

		友達はどのような考え方				無回答	合計
		絶対にやってはいけない	やってはいけないが大きな問題ではない	良くある事。問題ではない	その他		
小学校		2497	158	20	7	10	2692
	%	92.8%	5.9%	.7%	.3%	0.3%	100.0%
中学		3309	909	140	63	13	4434
	%	74.6%	20.5%	3.2%	1.4%	0.3%	100.0%
高校		3418	1163	276	108	30	4995
	%	68.4%	23.3%	5.5%	2.2%	0.6%	100.0%
合計		9224	2230	436	178	53	12121
	%	76.1%	18.4%	3.6%	1.5%	0.4%	100.0%

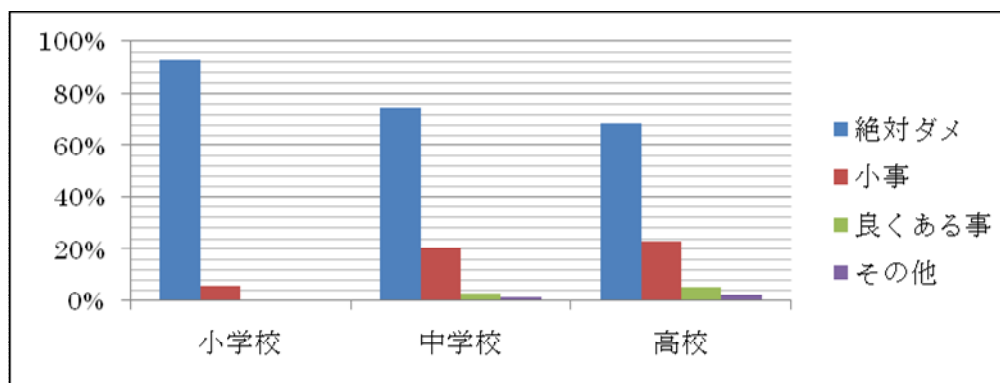


図 2 万引に対する友達の認識

先の本人へと同様な質問で、周囲の友達がどのように思っているかについて質問した。

「絶対やってはいけない」という者が76%と多い(表2-4)。しかし、本人の場合に比べ、10ポイント以上低くなっている。逆に言えば、その分「やってはダメだが大きな問題ではない」「良くあること」の割合が高くなる結果となっている。本人はダメだと思っている、しかし周囲の友人には万引行為の責任を中和する、さらには肯定する者が多いと考える者の多いことがうかがえる。中・高校生について、本人の認識と友達の認識をクロスすると、「本人もダメ、友達もダメ」と認識している者が69%と7割近くだが、その一方で「本人はダメだが、友達は何らかの許容性を示している」という者が14%、「本人も友達も何らかの許容性を示している」が11%を占める(図2-1。%は総数に対する割合)。

中・高校生の7割は本人も友達も万引に対し「ダメだ」と健全な万引拒否群の少年達であるが、その一方で10人に1人以上は、本人も友達も万引行為に何らかの理屈(中和)をつけながら許容的となりがちなる万引許容群の少年達を形成していることがうかがえる。この割合は中学生(10%)よりも高校生(13%)が高くなっている。また、小学生についても求めると、万引許容群は全体の2% = 52人にしかすぎない。そして、小学生から中学・高校生になるに連れ、急速に「万引許容群」の少年達が増加している。増加してしまってからでは遅いともいえる。

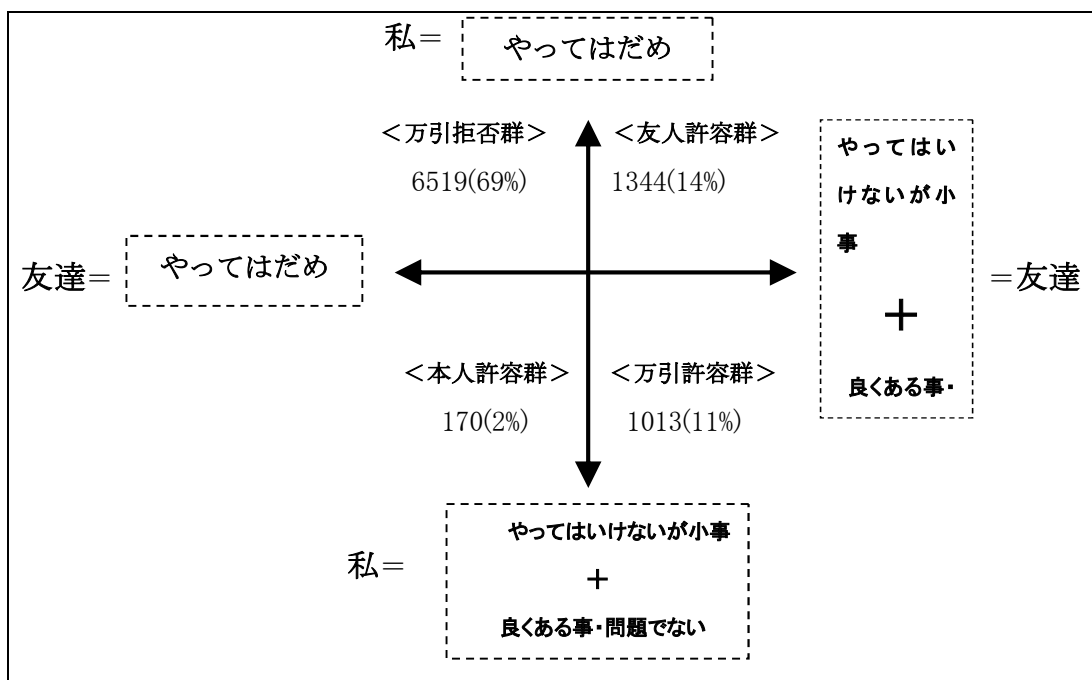


図2-1 万引意識を基にした中・高校生の分類 (全体に占める構成比)

表2-4-1 各群ごとの少年類型の構成比(%) (全学校児童・生徒)

	万引拒否群	友人許容群	本人許容群	万引許容群
小学生	91.3	4.7	1.1	1.8
中学生	72.5	13.1	1.8	10.3
高校生	66.2	15.8	1.8	13.2

(横%。100%に成らないのは無回答やその他の回答の者を除いて表示したため)

(5) 万引を誘われた経験の有無(全学校児童・生徒)

「あなたは万引をするよう誘われたことがありますか」(小学・問5, 中高・問3)

1. ある
2. ない

表 2-5 万引をするよう誘われたことがありますか

		誘われた事がある		合計
		ある	無し	
小学生		106	2586	2692
	%	3.9%	96.1%	100.0%
中学生		369	4065	4434
	%	8.2%	91.7%	100.0%
高校生		680	4315	4995
	%	13.2%	86.4%	100.0%
合計		1155	10966	12121
	%	9.5%	90.5%	100.0%

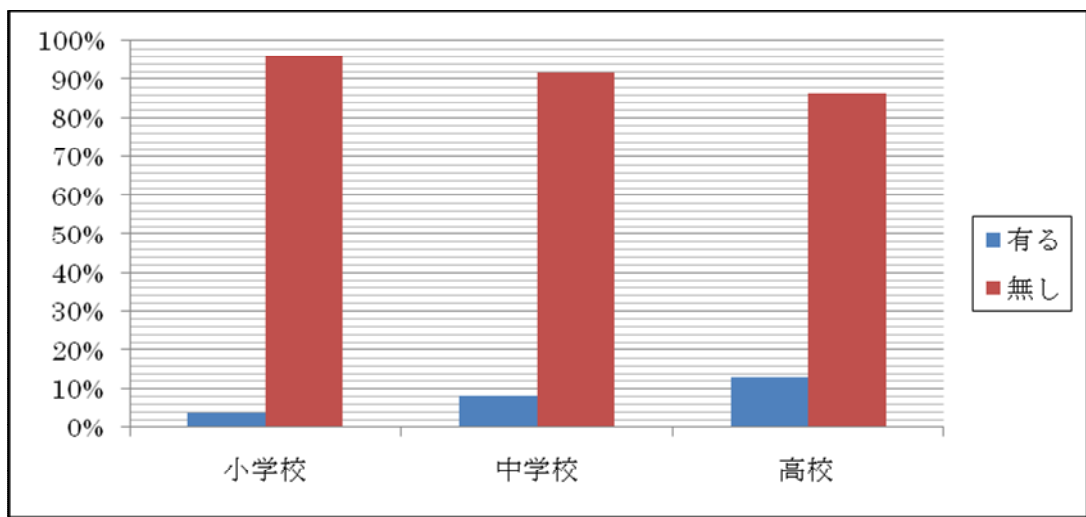


図 3 あなたは万引をするよう誘われたことがありますか

「誘われたことはない」者が91%と多くを占める(表2-5)。しかし、その一方で年齢が高くなるほど誘われた者が多くなる。小学生では4%が中学生で8%、高校生では13%と多くなる。

因みに先の「万引許容群」中に占める「誘われた」経験のある者を求めると、小学生で10%、中学生で22%、高校生で28%を割合を占める。

(6) 少年達が万引をする理由(全学校児童・生徒)

「子供たちが万引するのはなぜだと思いますか」(複数回答)

(小学・問6, 中高・問4)

1. その品物が欲しいから
2. お金がないから
3. 度胸試しのため
4. いらいらしたから・楽しいから(※この選択肢は小学生のみ)
ストレス解消・楽しいから(※この選択肢は中高生のみ)
5. みんなやっているから
6. 友達にやれといわれたから(※この選択肢は小学生のみ)
友人に強要されたから(※この選択肢は中高生のみ)
7. 簡単にできるから
8. たいした罰を受けないから
9. 仲間はずれになりたくないから
10. 売るため ※この選択肢は小学生のみ
中古品店等で換金するため
11. 友達に売るため } ※この選択肢は中高生のみ
12. その他(具体的に:

表 2-6 子供たちが万引するのはなぜだと思いますか

	品物が欲しい	お金がない	度胸試し	いらいら・楽しい	ストレス・淋しい	皆がやっている	友達にやれと言われた	強要された	簡単にできる	たいした罰を受けない	仲間はずれ	売る	換金	友人に売る	その他
小	2361	1765	278	614		480	958		351	257	855	145			48
	%	87.7	65.6	10.3	22.8		17.8	35.6		13.0	9.5	31.8	5.4		1.8
中	3425	2752	1281		1231	1047		1017	828	319	1281		189	161	92
	%	77.2	62.1	28.9		27.8	23.6		22.9	18.7	7.2	28.9		4.3	3.6
高	3405	2778	1473		1414	923		738	1064	324	824		294	214	126
	%	68.2	55.6	29.5		28.3	18.5		14.8	21.3	6.5	16.5		5.9	4.3
合計	9191	7295	3032	614	2645	2450	958	1755	2243	900	2960	145	483	375	266
	%	75.8	60.2	25.0	22.8	28.0	20.2%	35.6%	18.6%	18.5%	7.4%	22.2%	5.4%	5.1%	4.0%

全対象者に共通する項目では、全体として「品物が欲しい」が76%と多く、次いで、「お金がない

い」が60%の者からあげられている(表2-6)。

また割合は低くなるが、「度胸試し」「仲間はずれ」「みんなやってる」なども20%と5人に1人以上の者があげている。

逆に「たいした罰を受けない」をあげる者は7%にすぎない。また、「売る」「友達に売る」あるいは「換金する」という者も小・中・高校生の5~6%にすぎない。

各学校段階別にみると、「品物やお金が欲しい」は、小学生が最も多くなり、者やお金への欲求がストレートに万引に結びつきなことがうかがえる。

また、小学生では「仲間はずれにされる」が多くなる。一方、高校生には「品物やお金が欲しい」者が少なくなる一方で、逆に「度胸試し」や「簡単にできる」が多くの者からあげられている。

年齢の低い小学生は品物やお金への欲求と同時に学級・学校の友人関係を維持するため、一方年齢の高い高校生では品物やお金が必ずしも欲しいのではなく、仲間へのみえや店舗に隙があつて「つい手が出た」という者の多くなることがうかがえる。

小学生のみが選ぶ項目では、「友達にやれと言われた」が37%、「いらいら等」が23%となり、少年たちの交友関係に既に小学校時代から問題のあること、小学生という低年齢な子どもの間でも万引を誘発しかねない既に心理的なストレス等の問題のあることがうかがえる。

中・高校生に共通する項目では、「ストレス等」をあげる者が28%と比較的多くなっている。また、「強要された」という者も19%と多く、特に中学生では23%と4人に1人近くに達する。

(7) 万引でつかまったらどうなると思うか(全学校児童・生徒)

「もし子供が万引でつかまったらどうなると思いますか」(複数回答)

(小学・問7, 中高・問5)

1. 警察に通報されて取調べを受ける
2. 学校に通報されて怒られる
3. 学校に知らされて止めさせられる(※この選択肢は小学生のみ)
学校に通報されて停学等になる(※この選択肢は中高生のみ)
4. 家に連絡される
5. 店で損害賠償を払わねばならない
6. 商品を買取れば済む
7. 店でおこられる(※この選択肢は小学生のみ)
店で説教されるのみ(※この選択肢は中高生のみ)
8. その他(具体的に:

表 2-7 捕まったらどうなるか

		警察に 通報、取 り調べ	学校に通 報されて 怒られる	学校を 止めさせ られる	停学等	家に連 絡される	店で損 害賠償	買い取 れば済 む	店でおこ られる	店で説 教される のみ	その他
小		2116	1860	305		2304	998	98	1676		72
	%	78.6%	69.1%	11.3%		85.6%	37.1%	3.6%	62.3%		2.7%
中		3561	2922		1506	3581	1521	111		377	77
	%	80.3%	65.9%		34.0%	80.8%	34.3%	2.5%		8.5%	1.7%
高		3797	2375		3364	3628	1255	122		387	88
	%	76.0%	47.5%		67.3%	72.6%	25.1%	2.4%		7.7%	1.8%
合		9474	7157	305	4870	9513	3774	331	1676	764	237
計	%	78.1%	59.0%	11.3%	51.6%	78.5%	31.1%	2.7%	62.3%	8.1%	2.0%

全対象者に共通する項目では、全体として「家に通報」「警察に通報」が8割近く、次いで「学校に通報」が6割近くの者からあげられる(表2-7)。「店で損害賠償」は全体の31%と低く、「買い取れば済む」は3%にすぎない。少年達は捕まれば何らかの社会的対応のあることを考えている。

共通項目を各学校別にみると、小学生では「家に通報」が多くなる。一方、中学・高校生には「学校に通報」が少なくなり、特に高校生に少なくなる。学校との丁寧な連携の在ることが少年達に周知される必要がある。

小学生のみの項目では、「店で怒られる」が62%あげられる。

中・高校生に共通する項目では、「停学等」をあげる者が高校生に67%と7割近くの者からあげられる。しかし、表2-6に見たように「学校に連絡される」と思っているものは少ないことから、「連絡されないだろうが、連絡されたら停学になりかねない」と判断している者の多いことがうかがえる。

因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「買い取れば済む」が6%、「店で説教されるのみ」が13%の者からあげられる。万引許容群の少年達の捕まった時の処置の間隔に甘いものがあることが指摘できる。またさらに、万引許容群の少年達の構成ごとにみると、本人が中和的に「やってはいけないが、そんなに大きな問題ではない」と中和的に考えている者の4%、「よくあることで、さほど問題でない」と考えている者の16%が「買い取れば済む」と判断している。また「店で説教されるのみ」が、それぞれ12%と24%の少年達からあげられている。「よくあることで、さほど問題でない」の少年は勿論、中和的に「やってはいけないが、そんなに大きな問題ではない」という者についても、十分な社会的指導の必要なことがいえる。

(8) 万引の品物を友人等へ「売る」話しを聞いた体験(全学校児童・生徒)

「子供が万引したものを友人などに売っているという話についてどう思いますか」

(複数回答) (小学・問8, 中高・問6)

1. そのような話は聞いたことがない
2. 聞いたことはあるが関わったことはない
3. 万引した品物を買うよう持ちかけられたことがある
4. 万引した品物を断りきれずに買ったことがある
5. その他(具体的に:

表2-8 友人などで売買しているという話しについて

		聞いた事 がない	聞いたことはある が関わった事 はない	買うよう持ちかけ られたことがある	断りきれずに買った	その他
小		2391	292	22	6	20
	%	88.8%	10.8%	.8%	.2%	.7%
中		3833	568	45	21	31
	%	86.4%	12.8%	1.0%	.5%	.7%
高		3608	1246	92	36	64
	%	72.2%	24.9%	1.8%	.7%	1.3%
合計		9832	2106	159	63	115
	%	81.1%	17.4%	1.3%	0.5%	0.9%

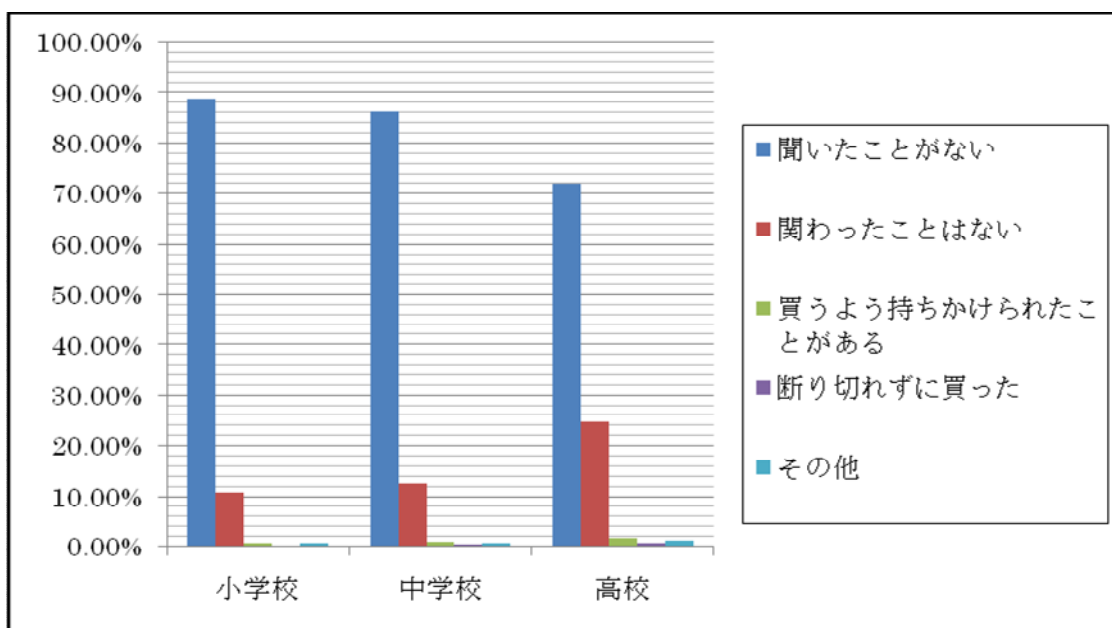


図4 友人などで売買している

聞いたことがない」という者が81%を占める(表2-8)。一方で、「聞いたことはあるが関わったことはない」という者は17%を占める。特に「聞いたことはあるが、関わったことはない」者は年齢が高くなるほど多くなり、高校生では25%に達する。

「買うよう持ちかけられたことがある」「断りきれずに買ったことがある」との回答は各学年とも少ない。しかし「そのような話は聞いたことがない」との回答は年齢が高くなるにつれ減少している。

因みに先に示した高校生の「万引許容群」では、少年の35%が「聞いた事はある関わったことはない」と回答している。

Ⅱ 万引少年への対応についての意見

Ⅱ-1 店舗の対応

(1)-1 店舗が警察に引き渡すことに対する考え(中高生)

「店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである」(中高・問7-1)

1. そう思う
2. そう思わない

表2-9 店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである

		警察に引き渡すべき		合計
		はい	いいえ	
中学校		3711	723	4434
	%	83.7%	16.3%	100.0%
高校		3911	1084	4995
	%	78.3%	21.7%	100.0%
合計		7622	1807	9429
	%	80.8%	19.2%	100.0%

店舗は万引少年を捕まえたら「警察に引き渡すべきだ」という少年が81%と多くを占めた(表2-9)。この傾向は、高校生よりも中学生の方にやや多くなる。しかし、その一方で、少年の19%、特に高校生の22%は引き渡すことに反対している。

因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「警察に引き渡すべきだ」と判定しているのは54%と全体から26ポイントも少なくなっている。

(1)―2 警察へ引き渡すべきと思う理由(中高生)

「店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである」と思う理由
(中高・問7-2)

1. 万引は犯罪だから
2. 少年に反省させるために
3. 再発防止のため
4. その他(具体的に:

表2-10 引き渡す理由

		「警察に引き渡すべきである」と思う理由					合計
		犯罪だから	反省のため	再発防止	その他	無回答	
中学校		2691	467	536	9	8	3711
	%	72.5%	12.6%	14.4%	.2%	.2%	100.0%
高校		2615	610	638	27	21	3911
	%	66.9%	15.6%	16.3%	.7%	.5%	100.0%
合計		5306	1077	1174	36	29	7622
	%	69.6%	14.1%	15.4%	.5%	.4%	100.0%

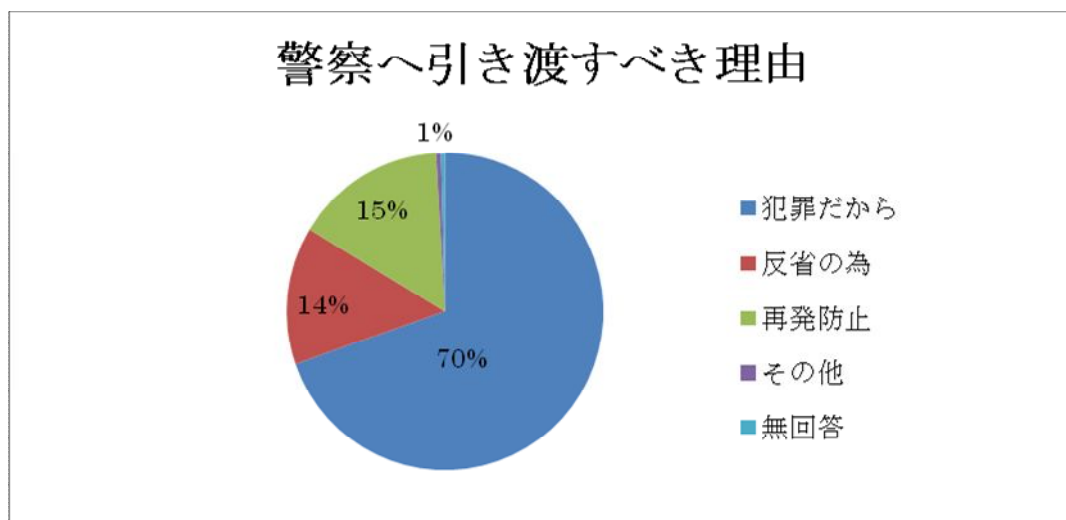


図5 警察へ引き渡すべき理由

「万引は犯罪だから」という意見が70%を占めて最も多い(表2-10)。

犯罪だからという理由だけではなく、反省や再発防止といった犯罪抑止を望む理由も合わせて30%を占めた。

(1)-3 警察に引き渡すべきと思わない理由(中高生)

「店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである」と思わない理由

(中高・問7-3)

1. 万引は大した罪ではないから
2. 品物は戻るので損害は発生していないから
3. 犯罪者として扱うのは少年の将来を奪うことになるから
4. その他(具体的に:

表 2-11 引き渡すべきと思わない理由

		「警察に引き渡すべきである」と思わない理由				合計
		大した罪ではない	返品すれば損害なし	少年の将来	その他	
中学校		58	141	392	132	723
	%	7.7%	19.5%	54.2%	18.3%	100.0%
高校		56	156	663	209	1084
	%	5.2%	14.4%	60.0%	19.3%	100.0%
合計		112	297	1057	341	1807
	%	6.2%	16.4%	57.7%	18.9%	100.0%

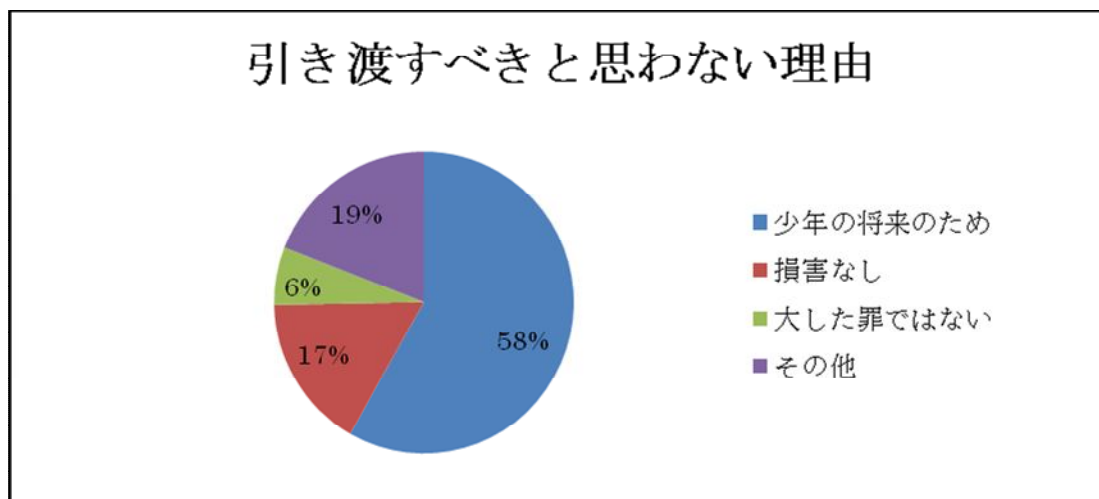


図 6 警察へ引き渡すべきではないという理由

「少年の将来を案じて」という意見が58%を占めて多い(表 2-11)。次に、「品物は戻るので損害は発生していないから」が16%を占める。

中・高校生の別に見ると、高校生に「将来を案じて」、中学生に「損害が発生していない」が多くあげられている。

(1)―4 店舗が学校に連絡することに対する考え(中高生)

「店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである」(中高・問7-4)

1. そう思う
2. そう思わない

表 2-12 店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである

		学校に連絡すべきである		合計
		はい	いいえ	
中学校		3900	534	4434
	%	88.0%	12.0%	100.0%
高校		3994	1001	4995
	%	80.0%	20.0%	100.0%
合計		7894	1535	9429
	%	83.7%	16.3%	100.0%

店舗は万引少年を捕まえたら「学校に連絡すべきだ」という少年が83%と多くを占めた(表 2-12)。この傾向は、高校生よりも中学生の方に多くなる。しかし、その一方で、少年の16%、特に高校生の20%は連絡することに反対している。

因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「学校に連絡すべきだ」と判定しているのは64%と全体から20ポイントも少なくなっている。

(1)―5 学校に連絡すべきと思う理由

「店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである」と思う理由

(中高・問7-5)

1. 生徒の指導は学校の責任だから
2. 他の生徒のためにも、厳しい処分を学校がすべきだから
3. いじめなどが背景にあるかもしれないので学校は知っておくべきだから
4. 少年に反省させるために
5. 再発防止のため
6. その他(具体的に:

表 2-13 店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである

		「学校に連絡すべきである」と思う理由							合計
		学校責任	他の生徒の為	学校は知っておくべき	反省させるため	再発防止	その他	無回答	
中学校		851	654	1062	726	566	36	5	3900
	%	21.8%	16.8%	27.2%	18.6%	14.5%	.9%	.1%	100.0%
高校		737	834	759	958	630	52	24	3994
	%	18.5%	20.9%	19.0%	24.0%	15.8%	1.3%	.6%	100.0%
合計		1588	1488	1821	1684	1196	88	29	7894
	%	20.1%	18.8%	23.1%	21.3%	15.2%	1.1%	.4%	100.0%

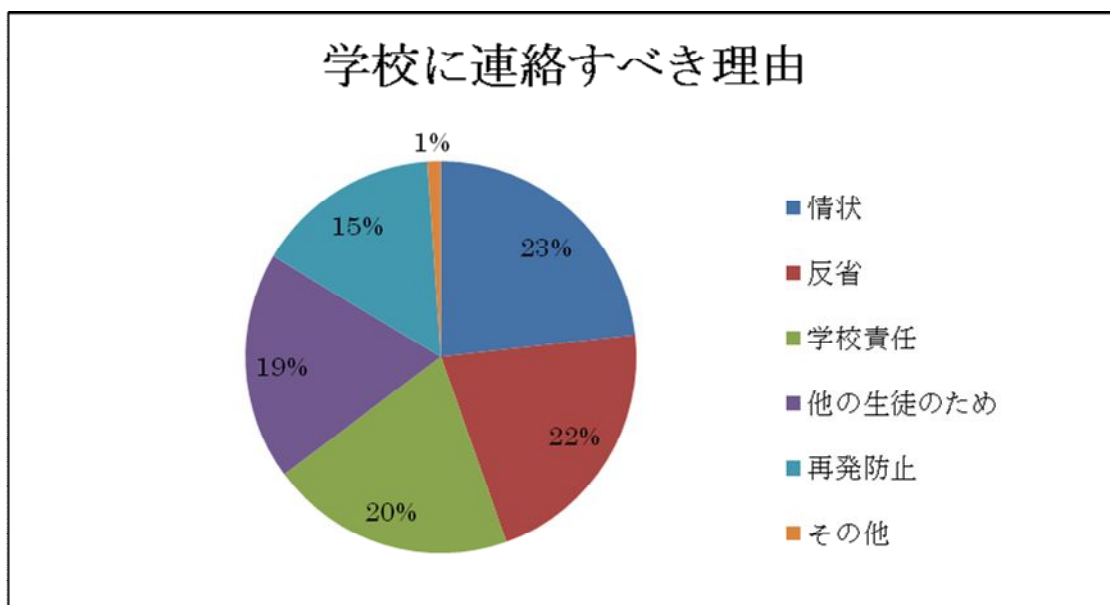


図 7 学校に連絡すべき理由

「学校は知っておくべき」が23%と多く、次いで「反省させるため」が21%、「生徒の指導は学校の責任」が20%を占める(表 2-13)。

(1)―6 学校に連絡すべきだと思わない理由

「店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである」と思わない理由
 (中高・問7-6)

1. 万引は大した罪ではないから
2. 学校外の私的な行動であるから
3. 退学などになりかねないので、少年の将来のために
4. 少年にとって大した罰にはならないから
5. その他(具体的に:

表2-14 店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきだと思わない

		学校に連絡すべきだと思わない理由						合計
		たいした罪ではない	私的行動	少年の将来	罰にならない	その他	無回答	
中学校		21	351	93	12	53	4	534
	%	3.9%	65.7%	17.4%	2.2%	9.9%	.7%	100.0%
高校		26	570	289	14	95	7	1001
	%	2.6%	56.9%	28.9%	1.4%	9.5%	.7%	100.0%
合計		47	921	382	26	148	11	1535
	%	3.1%	60.0%	24.9%	1.7%	9.6%	.7%	100.0%

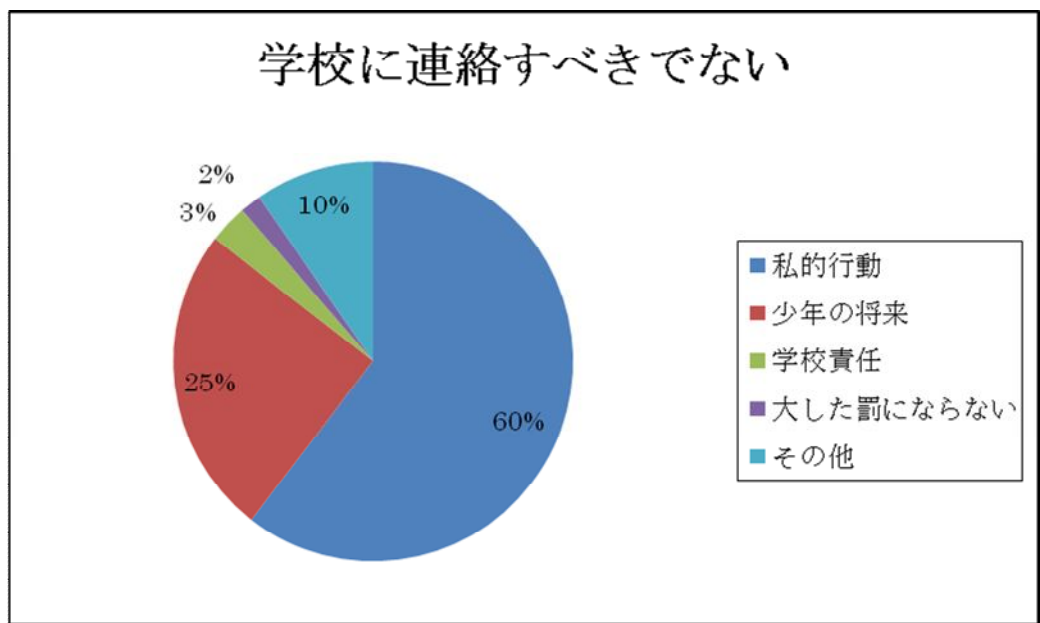


図8 学校に連絡すべきではない理由

「学校外の私的な行動であるから」が60%と多く、次いで「退学などになりかねないので、少年の将来のために」が25%を占める。「学校外の私的な行動」をあげるのは中学生の方が高校生よりも多い。(表2-14)

学校外であれば中学生であれ高校生であれ、教育を受けている学校に知らせる必要は「私的な行動だから」という判断の背後に、現在の学校教育に対する少年達の考えの一端がうかがい見られる。

(1)一7 店舗の保護者引取りの連絡に対する考え(中高生)

「店が万引をした少年を捕まえたら、保護者(親)に連絡して、引取りにきてもらうべきである」(中高・問7-7)

1. そう思う
2. そう思わない

表2-15 保護者(親)に連絡して、引取りにきてもらうべき

		保護者に連絡して引取り		合計
		はい	いいえ	
中学校		4162	272	4434
	%	93.9%	6.1%	100.0%
高校		4600	395	4995
	%	92.1%	7.9%	100.0%
合計		8762	667	9429
	%	92.9%	7.1%	100.0%

店舗は万引少年を捕まえたら「保護者の引き取りにきてもらうべきだ」という少年が93%と殆どを占めた(表2-15)。保護者の引き取りにきてもらうことに否定的な者は7%にすぎない。

因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「学校に連絡すべきだ」と判定しているのは80%と全体から13ポイントも少なくなっている。

まや、先の「警察への引き渡し」「学校への連絡」そして「保護者への連絡」を相互クロスし、三者の関連をみた。

警察への引き渡しと学校への連絡では、勿論、両者とも重なって「すべきだ」という者が全体の72%を占めて多い(表2-16-1)。次に多いのは「警察へ連絡すべきではないが、学校連絡」が12%となる。両方に連絡すべきだが、どちらかとなれば「学校」が優先して選択される可能性のあることがうかがわれる。

次に、警察への引き渡しと保護者への連絡は、両者とも重なって「すべきだ」という者が全体の72%を占めて多い(表2-16-2)。しかし、次に多くなるのは「警察に引き渡しもしないし、保護者に

も引き渡しをしない」が19%となる。両方に連絡すべきだが、どちらかとなれば「両方にすべきでない」が優先して選択される可能性のあることがうかがわれる。

最後に、学校への連絡と保護者への連絡は、両者とも重なって「すべきだ」という者が全体の81%を占めて多い(表2-16-3)。しかし、次に多くなるのは「学校にも保護者にも連絡しない」が16%となる。両方に連絡すべきだが、どちらかとなれば「両方にすべきでない」が優先して選択される可能性のあることがうかがわれる。

即ち、結論として、警察・学校・保護者のいずれにも引き渡しあるいは連絡することが望まれるが、この三者の中で、警察と学校では、学校に連絡するのが「望ましい」として少年たちは選ぶ傾向にあることがうかがえる。

表2-16-1 警察×学校

			学校に連絡すべき		合計	
			はい	いいえ		
警察へ引き渡すべき	はい		6793	829	7622	
		%	72.0%	8.8%	80.8%	
	いいえ		1101	706	1807	
		%	11.7%	7.5%	19.2%	
合計			7894	1535	9429	
			%	83.7%	16.3%	100.0%

表2-16-2 警察×保護者

			保護者に連絡すべき		合計	
			はい	いいえ		
警察引き渡すべき	はい		7322	300	7622	
		%	77.7%	3.2%	80.8%	
	いいえ		1440	367	1807	
		%	15.3%	3.9%	19.2%	
合計			8762	667	9429	
			%	92.9%	7.1%	100.0%

表 2-16-3 学校×保護者

			保護者引取		合計
			はい	いいえ	
学校に連絡すべき	はい		7595	299	7894
		%	80.5%	3.2%	83.7%
	いいえ		1167	368	1535
		%	12.4%	3.9%	16.3%
合計			8762	667	9429
		%	92.9%	7.1%	100.0%

(1) - 8 保護者に引取りにきてもらうべきと思う理由(中高生)

「店が万引をした少年を捕まえたら、保護者(親)に連絡して、引取りにきてもらうべきである」と思う理由 (中高・問7-8)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 子供の指導は親の責任だから 2. 少年に反省させるために 3. 再発防止のため 4. その他(具体的に:

表 2-17 保護者に引き取りにきてもらう理由

		保護者(親)に引取りにきてもらうべきである理由					合計	
		保護者責任	反省	再発防止	その他	無回答		
中学校		2307	1173	599	79	4	4162	
	%	55.4%	28.2%	14.4%	1.9%	.1%	100.0%	
高校		2543	1227	682	120	28	4600	
	%	55.3%	26.7%	14.8%	2.6%	.6%	100.0%	
合計		4850	2400	1281	199	32	8762	
		%	55.4%	27.4%	14.6%	2.3%	.4%	100.0%

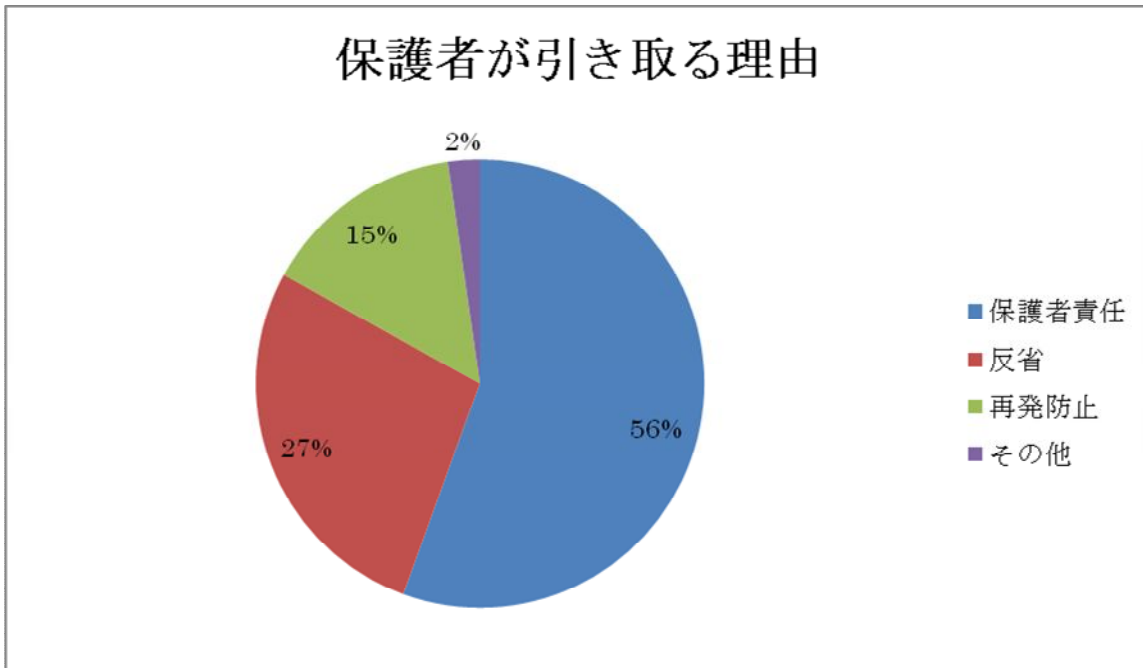


図 9 保護者(親)に引取りにきてもらうべきである理由

「少年の指導は親の責任だから」が55%を占め最も多い(表2-17)。その次に「少年に反省させるため」「再発防止のため」が多くあげられる。

(1)―9 保護者に引取りにきてもらうべきと思わない理由(中高生)

「店が万引をした少年を捕まえたら、保護者(親)に連絡して、引取りにきてもらうべきである」と思わない理由 (中高・問7-9)

1. 万引は大した罪ではないから
2. 親は子どもの万引とは関係ないから
3. 少年にとって大した罪にはならないから
4. その他(具体的に:

表 2-18 保護者に引き取りに来てもらいたいと思わない理由

		保護者に引取りにきてもらいたいと思わない理由					合計
		万引は大した罪でない	関係なし	少年に大した罪はない	その他	無回答	
中学校		29	157	17	64	5	272
	%	10.7%	57.7%	6.3%	23.5%	1.8%	100.0%
高校		15	214	51	106	9	395
	%	3.8%	54.2%	12.9%	26.8%	2.3%	100.0%
合計		44	371	68	170	14	667
	%	6.6%	55.6%	10.2%	25.5%	2.1%	100.0%

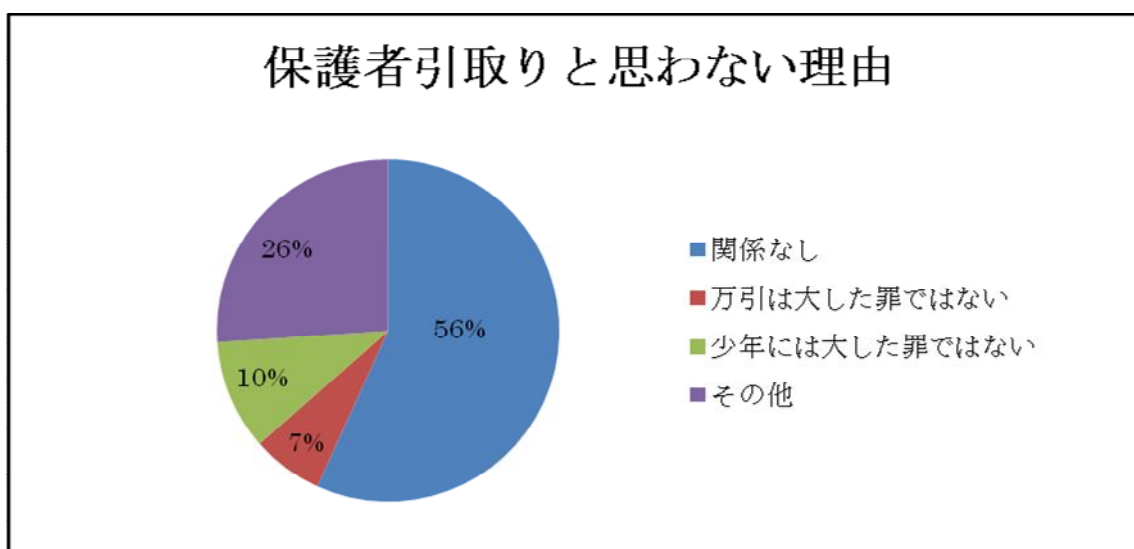


図 10 保護者引き取りと思わない理由

「親は子どもの万引とは関係ないから」が56%を占め最も多い(表2-18)。「万引は大した罪ではないから」が10.7%で中学生、「少年には大した罪ではない」が12.9%で高校生に多く占めた。

II-2 警察の対応

(2) 一1 警察から学校への連絡に対する意識(中高生)

「少年が万引をしたとの通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである」

(中高・問7-10)

1. そう思う
2. そう思わない

表 2-19 少年が万引をしたとの通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである

		警察は学校にも連絡すべき		合計
		はい	いいえ	
中学校		3773	661	4434
	%	85.1%	14.9%	100.0%
高校		3854	1141	4995
	%	77.2%	22.8%	100.0%
合計		7627	1802	9429
	%	80.9%	19.1%	100.0%

「学校にも連絡すべき」だという者が81%と多くを占める(表2-19)。しかし、その一方で「学校へ連絡せずとも良い」という者が19%占める。特に、中学生よりも高校生に「しないでよい」者が多くなる。

因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「警察は学校にも連絡すべきだ」と判定しているのは59%と全体から22ポイントも少なくなっている。これまでの連絡への肯定否定傾向から見ると、ともかく問題な万引許容群の少年は、どこにも連絡されることが嫌な少年達が多いといえる。

(2)-2 警察は学校へ連絡すべきと思う理由(中高生)

「少年が万引をしたとの通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである」と思う理由

(中高・問7-11)

1. 再発防止のために連携して指導するべき
2. 生徒の指導は学校の責任だから
3. いじめなどが背景にあるかもしれないので学校は知っておくべきだから
4. 少年に反省させるために
5. 再発防止のため
6. その他(具体的に:

表 2 - 2 0 警察は学校へ連絡すべきと思う理由

		警察は学校へ連絡すべきと思う理由							合計
		連携 指導のため	学校の 責任	背景のいじ め等を知る	反省を 促す	再発 防止	その他	無回答	
中学校		2145	347	716	348	189	19	9	3773
	%	56.9%	9.2%	19.0%	9.2%	5.0%	.5%	.2%	100.0%
高校		2381	216	478	441	263	47	28	3854
	%	61.8%	5.6%	12.4%	11.4%	6.8%	1.2%	.7%	100.0%
合計		4526	563	1194	789	452	66	37	7627
	%	59.3%	7.4%	15.7%	10.3%	5.9%	.9%	.5%	100.0%

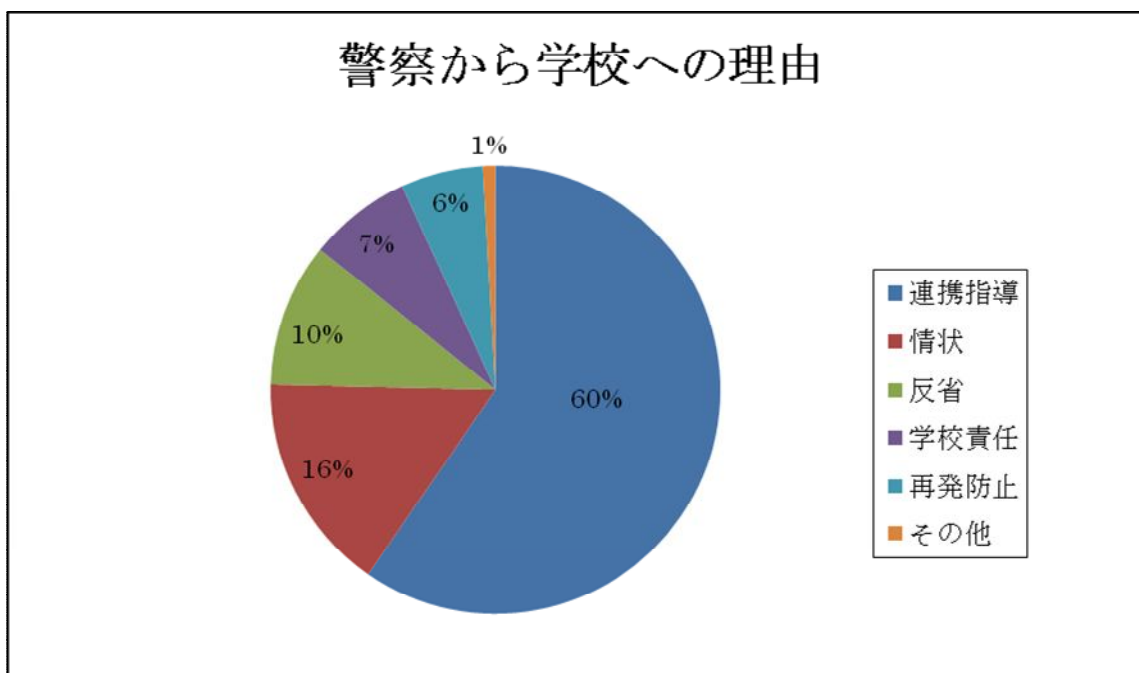


図 11 警察は学校へ連絡すべきと思う理由

「再発防止のために連携して指導すべき」が約60%を占めた(表2-20)。また、万引の背景としてのいじめ等の存在を知るためにも割合は低くなるが16%を占め、特に中学生では19%に達する。少年の万引行為の背後に、単純に品物や金銭追求だけではない「子どもの人間関係」が絡んでいる場合の多いことがうかがえる。

(2)－3 警察は学校へ連絡すべきと思わない理由(中高生)

「少年が万引をしたとの通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである」と思わない理由
(中高・問7－12)

1. 犯罪なので警察が対処すべき
2. 学校外の私的な行動であるから
3. 退学などになりかねない、少年の将来のため
4. 学校は形だけの叱責しかしないから
5. その他(具体的に:

表 2－2 1

		警察は学校にも連絡すべきではない理由						合計
		警察が 対処すべき	私的 行動	少年の 将来	学校の 形骸化	その他	無回答	
中学校		175	278	67	100	37	4	661
	%	26.5%	42.1%	10.1%	15.1%	5.6%	.6%	100.0%
高校		241	452	256	124	60	8	1141
	%	21.1%	39.6%	22.4%	10.9%	5.3%	.7%	100.0%
合計		416	730	323	224	97	12	1802
	%	23.1%	40.5%	17.9%	12.4%	5.4%	.7%	100.0%

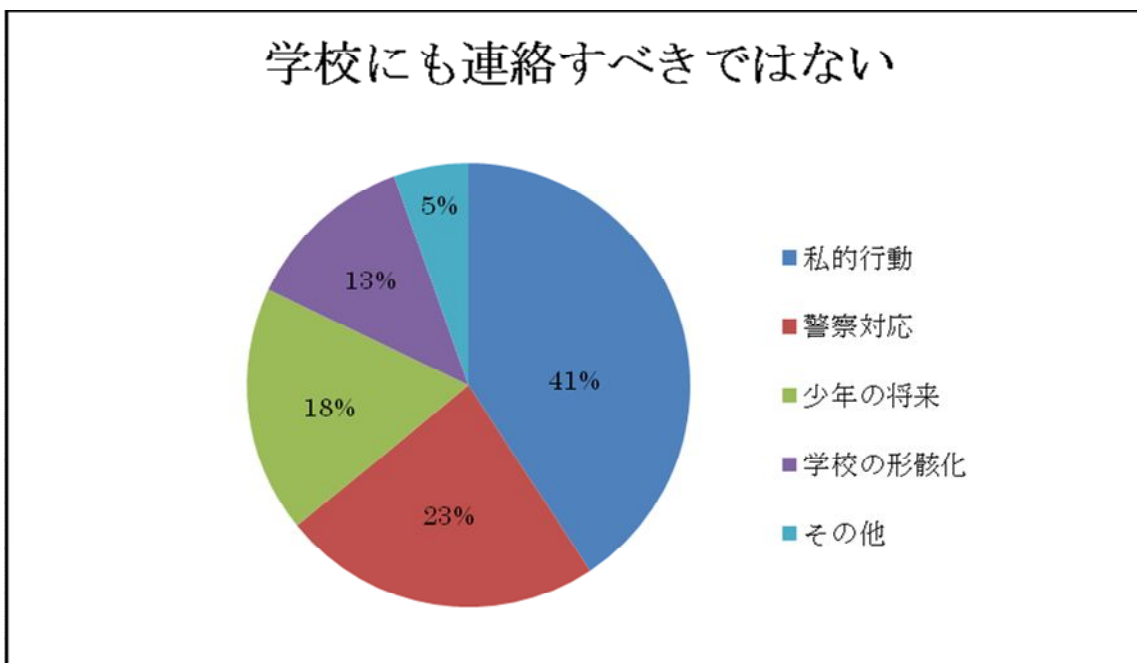


図 12 警察は学校にも連絡すべきではない理由

「学校外の私的な行動であるから」が41%を占め、次いで「犯罪なので警察が対処すべき」が、23%、「少年の将来のため」が18%の者からあげられる(表2-21)。

Ⅱ-3 親の対応

(3)-1 連絡を受けた親は直ちに引取りに行くべきか(中高生)

「店または警察から子どもが万引をしたとの連絡を受けた親は、直ちに子どもを引取りに行くべきである」(中高・問7-13)

1. そう思う
2. そう思わない

表 2-22

		親は直ちに子どもの引取りに行くべきか		合計
		はい	いいえ	
中学校		4208	226	4434
	%	94.9%	5.1%	100.0%
高校		4710	285	4995
	%	94.3%	5.7%	100.0%
合計		8918	511	9429
	%	94.6%	5.4%	100.0%

「はい」が95%と殆ど惜しめる(表2-22)。「いいえ」は5%にすぎない。中学生と高校生でも、こうした割合に差はない。年齢が高くなっても、問題解決への親依存の傾向がうかがえる。

(3)-2 直ちに引取りに行くべきと思う理由(中高生)

「店または警察から子どもが万引をしたとの連絡を受けた親は、直ちに子どもを引取りに行くべきである」と思う理由(中高・問7-14)

1. 親にも責任があるから
2. 親が引き取らないと釈放されないから
3. その他(具体的に:

表 2-23

		引取りに行くべきである				合計
		保護者責任	釈放のため	その他	無回答	
中学校		3245	769	182	12	4208
	%	77.1%	18.3%	4.3%	.3%	100.0%
高校		3527	919	225	39	4710
	%	74.9%	19.5%	4.8%	.8%	100.0%
合計		6772	1688	407	51	8918
	%	75.9%	18.9%	4.6%	.6%	100.0%

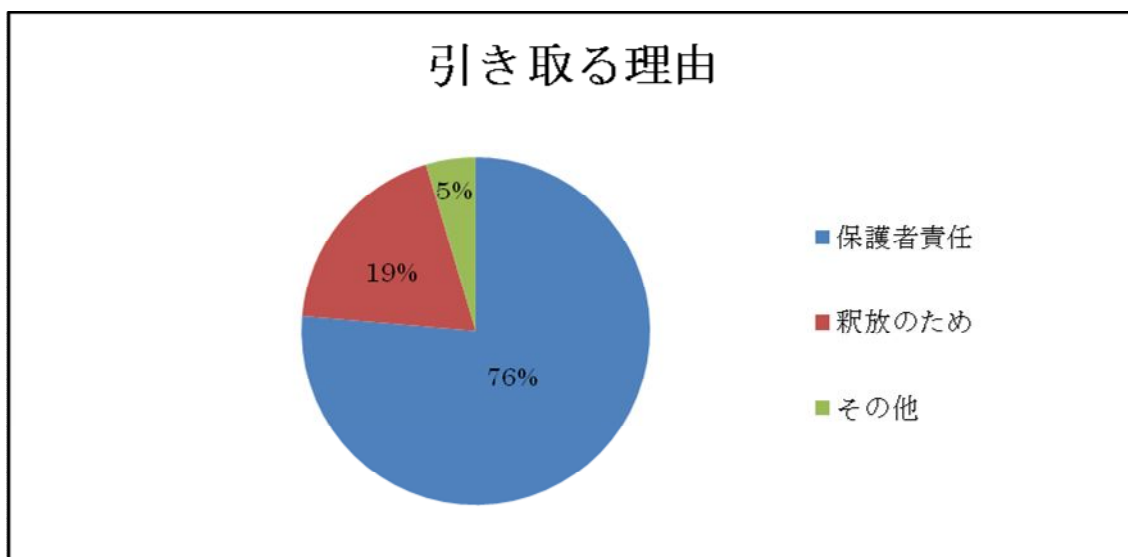


図 13 直ちに引き取りに行くべき理由

「親にも責任があるから」が76%と多くを占め、次いで「親が引き取らないと釈放されないから」が20%を占める(表2-23)。中・高校生の中に差はない。

少年達の間での親のしつけの重要さと親への責任転化(少年全体の中に占める割合は18%
= $.946 \times .189 \times 100.0$)傾向のあることがうかがえる。

(3)－3 直ちに引取りに行くべきと思わない理由(中高生)

「店または警察から子どもが万引をしたとの連絡を受けた親は、直ちに子どもを引取りに行くべきである」と思わない理由 (中高・問7－15)

1. 万引は大した罪ではないから
2. たかが万引で親を呼び出すのは大げさである
3. 万引をした品物を買取りさえすればいいから
4. その他(具体的に:

表2－24 直ちに引き取りに行くべきとは思わない理由

		直ちに引き取りに行くべきとは思わない理由					合計
		大した罪ではない	大げさ	買取り	その他	無回答	
中学校		15	73	40	90	8	226
	%	6.6%	32.3%	17.7%	39.8%	3.5%	100.0%
高校		14	90	36	141	4	285
	%	4.9%	31.6%	12.6%	49.5%	1.4%	100.0%
合計		29	163	76	231	12	511
	%	5.7%	31.9%	14.9%	45.2%	2.3%	100.0%

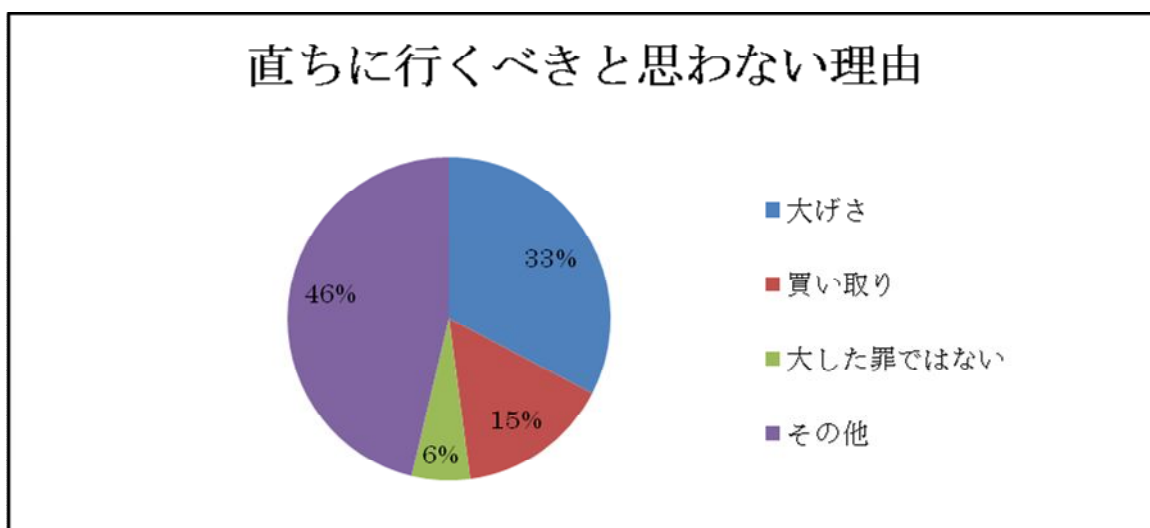


図 14 直ちに引き取りに行くべきとは思わない理由

「その他」以外では「たかが万引で親を呼び出すのは大げさである」が32%を占め最も多い(表2－24)。その一方で「買取りさえすればいいから」が15%を占め、いかに軽微な犯罪であろうと自

己の行なった犯罪行為への責任観念の希薄さが注意を引く。

(3)－4 親の指導に対する意識(中高生)

「親は万引をした子どもに対して厳しく指導するべきである」
 (中高・問7－16)

1. そう思う
2. そう思わない

表 2－24 親は万引をした子どもに対して厳しく指導するべき

		親は万引をした子どもに対して厳しく指導するべき		合計
		はい	いいえ	
中学校		3968	466	4434
	%	89.5%	10.5%	100.0%
高校		4502	493	4995
	%	90.1%	9.9%	100.0%
合計		8470	959	9429
	%	89.8%	10.2%	100.0%

「親が厳しく指導すべきだ」が90%を占めている(表2－27)。またそれらには学年による差もみられない。前述の「親が直ちに引き取るべきだ」も「はい」が80%近く占めており、万引きした子どもに対し「親が直ぐに引取り、厳しく育てるべきだ」という少年達の気持ちがかうかがい知れる。

因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「厳しく指導するべきだ」と判定しているのは59%と全体から21ポイントも少なくなっている。これらの少年群における親―子の躰関係のあり方が検討されねばならない。

(3)－5 親は厳しく指導するべきだと思う理由(中高生)

「親は万引をした子どもに対して厳しく指導するべきである」と思う理由
 (中高・問7－17)

1. 子どもの責任は親の責任であるから
2. 少年に反省させるために
3. 再発防止のため
4. その他(具体的に:

表 2 - 2 5 親は厳しく指導するべきと思う理由

		保護者は厳しく指導するべき理由					合計
		保護者にも責任	反省	再発防止	その他	無回答	
中学校		1343	1586	973	57	9	3968
	%	33.8%	40.0%	24.5%	1.4%	.2%	100.0%
高校		1534	1860	972	102	34	4502
	%	34.1%	41.3%	21.6%	2.3%	.8%	100.0%
合計		2877	3446	1945	159	43	8470
	%	34.0%	40.7%	23.0%	1.9%	.5%	100.0%

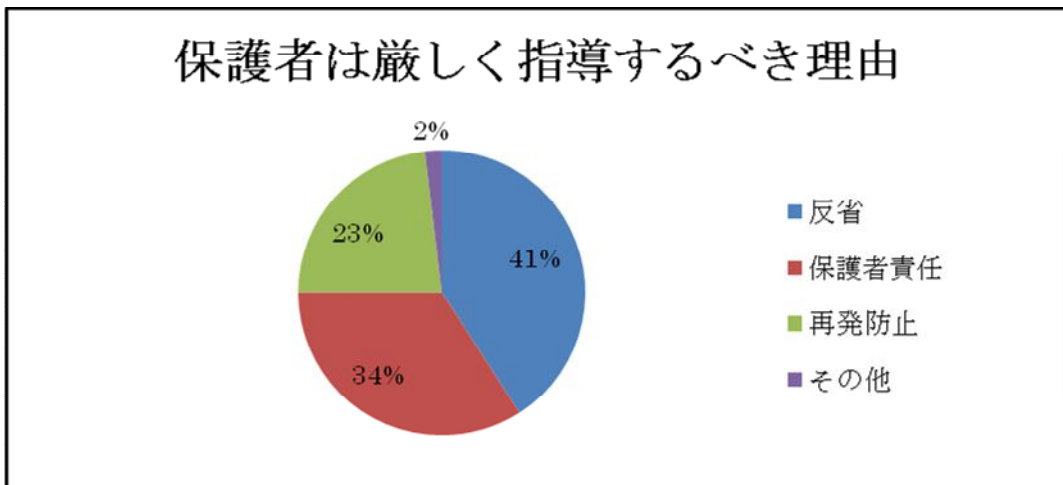


図 15 親は厳しく指導するべきと思う理由

「少年に反省させるために」が40%を占め、次に「子どもの責任は親の責任であるから」が34%、「再発防止のため」が23%を占める(表2-25)。

(3) - 6 親は厳しく指導するべきと思わない理由(中高生)

「親は万引をした子どもに対して厳しく指導するべきである」と思わない理由

(中高・問7-18)

1. 万引は大した罪ではないから
2. 子どもなら誰でもやることであり、放っておけばそのうち止めるから
3. 厳しく指導しすぎると子どもの居場所がなくなり、かえって非行に走らせることになるから
4. その他(具体的に:

表 2-26 保護者は厳しく指導するべきではないと思う理由

		保護者は厳しく指導するべきではないと思う理由					合計
		大した罪ではない	そのうち止めるから	居場所がなくなり、非行化を増長	その他	無回答	
中学校		16	17	359	70	4	466
	%	3.4%	3.6%	77.0%	15.0%	.9%	100.0%
高校		15	39	301	131	7	493
	%	3.0%	7.9%	61.1%	26.6%	1.4%	100.0%
合計		31	56	660	201	11	959
	%	3.2%	5.8%	68.8%	21.0%	1.1%	100.0%

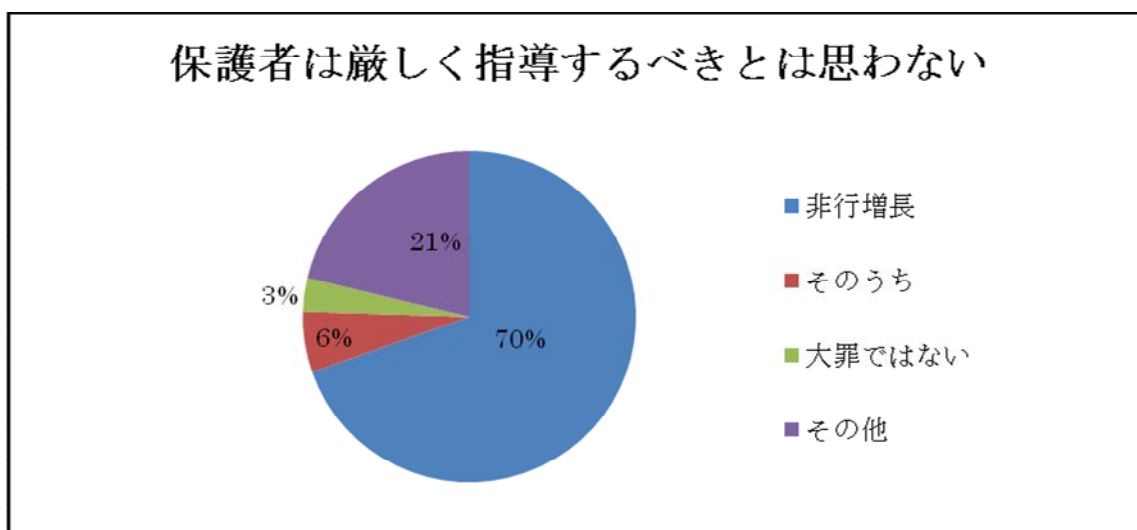


図 16 保護者は厳しく指導するべきではないと思う理由

「厳しく指導しすぎると子どもの居場所がなくなり、かえって非行に走らせることになるから」が69%の少年達からあげられている(表2-26)。特に、この点は高校生よりも中学生にあげる者が多くなる。

(3)－7 店舗に対する親・子の対応についての意識(中高生)

「万引をした子どもやその親はどのようなことをすべきだと思いますか」

(複数回答) (中高・問8)

1. 万引は軽微な犯罪なので、その場で謝罪すればよい
2. 万引をしようとした品物を買取るべきである
3. 万引をしようとした品物を買取るだけでなく、迷惑料などを払うべきである
4. 店の掃除や手伝いなどをするべきである
5. ボランティア活動に従事するなど、社会に貢献する活動をするべきである
6. その他(具体的に:

表 2-27 子どもやその親はどのようなことをすべきだと思いますか

		子どもやその親はどのようなことをすべきだと思いますか					
		その場で 謝罪すれば よい	買取るべ き	買取る + 迷惑料を払う	店の掃除や 手伝いをす る	社会的貢献 活動に従事	その他
中学校		1406	1310	1975	718	1259	290
	%	31.7%	29.5%	44.5%	16.2%	28.4%	6.5%
高校		1117	1481	1609	754	1325	434
	%	22.4%	29.6%	32.2%	15.1%	26.5%	8.7%
合計		2523	2791	3584	1472	2584	724
	%	26.8%	30.0%	38.0%	15.6%	27.4%	7.7%

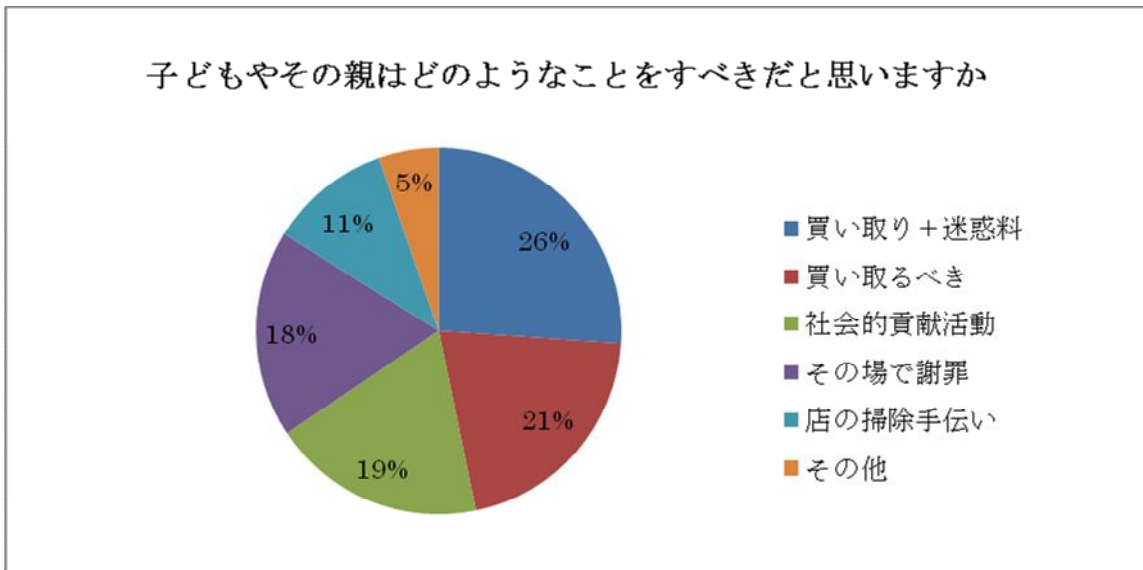


図 17 子どもやその親はどのようなことをすべきだと思いますか

「万引をしようとした品物を買取るだけでなく、迷惑料などを払うべきである」が38%、次いで「万引をしようとした品物を買取るべきである」が30%の者からあげられる(表2-27)。また、「ボランティア活動に従事するなど、社会に貢献する活動をするべきである」が27%の者からあげられる。即ち、少年達は「万引した商品を迷惑料を付けて買取るあるいはただ買取るだけでも良い、また、そうした行為を行った少年には何らかの社会貢献活動を行うべきだ」という心理のあることがうかがえる。こうした考えは、高校生よりも中学生に多くなる。

しかし、その一方で、「万引は軽微な犯罪なので、その場で謝罪すればよい」が矢張り27%の者からあげられている。万引＝犯罪という意識はあるが、それが軽微な犯罪にすぎず謝るだけで済む、という考えの背景には、少年達の心理に、軽微な犯罪行為は「形式的に親子で謝ればそれだけで済む」という非犯罪化(犯罪を犯罪視しない)心理の存在をうかがい見ることができる。

即ち、万引を巡る親一子の対応を巡り、万引きした少年は「社会奉仕まで行う」のグループと「ただ謝ればよい」というグループの二極化が成されているのではないかと考えられる。因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「万引は軽微な犯罪なので、その場で謝罪すればよい」が39%の者からあげられ、全体から12ポイントも高くなる(表2-28-1)。しかし、その一方で、「ボランティア活動に従事するなど、社会に貢献する活動をするべきである」は19%と8ポイントも低くなる(表2-28-2)。これらの少年群における「ともかく謝るだけで済まそう」という心理の強いことがいえる。

表2-28-1 万引は軽微な犯罪なので、その場で謝罪すればよい

			問8(1)		合計
			はい	いいえ	
学校区分	中学校	度数	216	241	457
		学校区分の%	47.3%	52.7%	100.0%
	高校	度数	220	436	656
		学校区分の%	33.5%	66.5%	100.0%
合計		度数	436	677	1113
		学校区分の%	39.2%	60.8%	100.0%

表2-28-2 ボランティア活動に従事するなど、社会に貢献する活動をするべきである

			問8(5)		合計
			はい	いいえ	
学校区分	中学校	度数	88	369	457
		学校区分の%	19.3%	80.7%	100.0%
	高校	度数	125	531	656
		学校区分の%	19.1%	80.9%	100.0%
合計		度数	213	900	1113
		学校区分の%	19.1%	80.9%	100.0%

Ⅲ. 万引を無くすための対策(全学年)

(1) 万引対策への知識(全学校児童・生徒)

「万引をさせないために、お店がやっていることを知っていますか」

(複数回答) (小学・問9, 中高・問11)

小学生

1. 万引防止ポスターを貼っている
2. 警察や、学校、家の人に知らせる
3. 監視カメラをつけている
4. 万引防止機器をつけている
5. ミラーをつけている
6. その他(具体的に:

中学生・高校生（店・学校・警察などの取り組みで、知っているもの、経験したもの）

1. 店は万引防止ポスターを貼るなど、万引対策をしている店であることをアピールする。
2. 店は「いらっしやいませ」などの積極的な挨拶や、店員や防犯ミラーを気にしながらウロウロするなど万引と疑わしい不審な行動には「何かお探しですか」などの声かけをして万引を事前に防ぐ
3. 店は、少年の万引は全て警察と保護者に連絡する。万引きした少年の通学する学校が判明したときは、学校に対して、性別・学年を連絡する
4. 警察は、万引きした生徒の学校に対し、非行防止に必要な指導をしてもらうため連絡する
5. 学校は、生徒に「万引は犯罪であること」を指導し、万引きした少年に対しては万引を繰り返させないような心に響く指導をする
6. 本やレコードなどの中古品を買い取る店は、中古品を売りにきた18歳未満の者に対して、保護者と一緒に来るように求め、または保護者に電話して確認を徹底する
7. その他(具体的に:

表 2-29 万引をさせないために、お店や警察・学校などがやっていることを知っていますか

		(店) ポスタ 一等 アピ ール	(店) ポス ター	(店) 声か け	(店) 全て 警察・ 保護者 に連絡	(店) 警察 学校 家に知 らせる	(店) 監視 カメラ	(店) 万防 機器	(店) ミラー 等	(警察) 警察 指導	(学校) 道徳 教育	(店) 中古品 売買の 規制	その 他
小学校			1547			676	2543	1214	964				66
	%		57.5%			25.1%	94.5%	45.1%	35.8%				2.5%
中学		2967		2151	1324					941	1684	1021	89
	%	66.9%		48.5%	29.9%					21.2%	38.0%	23.0%	2.0%
高校		3395		2214	1525					1073	1449	1077	87
	%	68.0%		44.3%	30.5%					21.5%	29.0%	21.6%	1.7%
合計		6092	1547	4365	2849	676	2543	1214	964	2014	3133	2098	242
	%	64.6%	57.5%	46.3%	30.2%	25.1%	94.5%	45.1%	35.8%	21.4%	33.2%	22.3%	0.2%

対象少年の全員が店舗等で何らかの対策が講じられていることを知っている(表 2-9)。

小学生では、「監視カメラ」を知っている者が95%と最も多く、次いで「ポスター」「万引防止機器」があげられる(表 2-29)。逆に、「警察・学校・家に知らせる」を知っている者は25%にすぎない。先の表2-7に見たように「捕まったら警察・学校・家に知らせる」と判断している者が高い割合を占めているのに、実際に「店は知らせることはないだろう」あるいは「捕まらなかったら知らせない

だろう」という意識のあることがうかがえる。

中・高校生では、店がやっていることとして「ポスター等を貼って、アピールしている」が65%の少年によってあげられる。しかし、学校が行っている「生徒に万引は犯罪であることを指導し、万引きした少年に対しては万引を繰り返させないような心に響く指導をする」を知っている者は33%、店が行っている「中古品売買の規制」を知っている者は22%、警察が行っている「万引きした生徒の学校に対し、非行防止に必要な指導をしてもらうため連絡する」は21%の者しか知らない。少年、特に高校生を中心とした少年達に、こうした情報の徹底した周知努力の必要がいえぬ。

また、店舗が日常的に努力している「いらっしゃいませ」などの積極的な挨拶や、店員や防犯ミラーを気にしながらウロウロするなど万引と疑わしい不審な行動には『何かお探ですか』などの声かけについては、中学・高校生の46%が「(そうした働きを)知っている」とはあげるが、逆に46%しか知らないともいえる。店舗の「それとない声かけの意味(警告)」が少年達に十分伝わっていないことがうかがわれる。

(2) 子どもが万引をしなくなるための対策(全学校児童・生徒)

「あなたは子供が万引をしなくなるためにどうすればよいと思いますか」

(複数回答) (小学・問10, 中高・問10)

1. 万引について学校でとりあげる(※この選択肢は小学生のみ)
万引について授業でとりあげる(※この選択肢は中高生のみ)
2. 家庭でのしつけをきちっとする
3. 警察が万引を厳しく取り締まる
4. 万引(窃盗)の刑罰を重くする
5. 万引をしづらい店づくりをする
6. 万引をした人やその親から罰金、迷惑料などをとる
7. 中古品を買い取る店で万引をした品物かどうか厳しくチェックする
※ 小学生には、この選択肢はない
8. その他(具体的に:

表 2-30 あなたは子供が万引をしなくなるためにどうすればよいと思いますか

		学校で とりあ げる	授業で とりあ げる	家庭で の躰	警察の 取り締 まり	万引の 刑罰 強化	万引きづ らい店舗 作り	親から 罰金 迷惑料	中古品店 の厳しい チェック	その他
小		1713		1857	1020	958	1318	893		97
	%	63.6%		69.0%	37.9%	35.6%	49.0%	33.2%		3.6%
中学			2390	2464	1954	1648	2503	782	672	120
	%		53.9%	55.6%	44.1%	37.2%	56.5%	17.6%	15.2%	2.7%
高校			1575	2497	1974	2040	2560	671	503	189
	%		31.5%	50.0%	39.5%	40.8%	51.3%	13.4%	10.1%	3.8%
合計		1713	3965	6818	4948	4646	6381	2346	1175	406
	%	63.6%	42.1%	56.2%	40.8%	38.3%	52.6%	19.4%	12.5%	3.3%

全対象者に共通する項目では、「家庭での躰」が56%と多く、次いで「万引きしづらい店舗作り」が53%、「警察の取り締まり」が41%、「万引の刑罰強化」が38%の者からあげられた(表 2-30)。逆に「親から罰金・迷惑料を取る」は19%でしかない。自分と自分の周辺に利害を伴って直接責任が及ばない(責任が及ぶ可能性の低い)また「立て前」的な家庭の躰や店舗の改造そして警察の取り締まり、刑罰強化などは「した方が望ましい」としながら、自分の「親の罰金や迷惑料」を科すことには躊躇いを生じるという少年の心理がうかがえる。少年の万引対策として、子どもが何歳であろうと「子どもを伴って金銭的なものを含む償い行動」を求める対策の有効性が考えられる。

小学生のみの項目では、「学校で取り上げる」が64%の者からあげられている。家庭での躰の次に多くなっている。

中・高校生に共通する項目では、「授業でとりあげる」が42%と高く、小学生の「学校でとりあげる」と同様、学校か授業かは別にして、学校における万引防止教育の重要性がうかがえる。「中古品を扱う店での厳しいチェック」は13%でしかない。

因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「万引きしづらい店舗作り」を除いて、残りの項目であげられる割合は低くなっている。

IV その他の非行への意識

(1) 麻薬や脱法ドラッグに対する意識(中高生)

「麻薬や脱法ドラッグについてあなたはどのように考えますか」(中高・問12)

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他(具体的に:

表 3-1 麻薬や脱法ドラッグについてあなたはどのように考えますか

		麻薬や脱法ドラッグについて					合計
		絶対にや っては いけない	やってはいけ ないが大きな 問題ではない	さほど問 題ではな い	その他	無回答	
中学校		4263	81	32	50	8	4434
	%	96.1%	1.8%	.7%	1.1%	.2%	100.0%
高校		4771	103	41	50	30	4995
	%	95.5%	2.1%	.8%	1.0%	.6%	100.0%
合計		9034	184	73	100	38	9429
	%	95.8%	2.0%	.8%	1.1%	.4%	100.0%

「絶対にやってはいけない」と96%の中・高校生があげる(表3-1)。万引の場合の「絶対にいけない」と比較すると(88%)、麻薬や脱法ドラッグの方が8ポイントほど多くなる。逆に、「やってはいけないが大きな問題ではない」「さほど問題ではない」をあげる者は1~2%と非常に少なくなる。

因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「絶対にやってはいけない」が86%の者からあげられ、全体から10ポイントも低くなる(表3-1-1)。その一方で「いけないが大きな問題ではない」(8%)や「さほど問題ではない」(4%)が多くなる。万引に許容な少年は、麻薬やドラッグにも許容な者が多くなることがうかがえる。

表3-1-1 許容群の麻薬や脱法ドラッグに対する意識

			問12					合計
			絶対に やっては いけない	やってはいけ ないが大きな 問題 ではない	さほど問 題では ない	その他	無回答	
学校区分	中学	度数	378	43	18	17	1	457
		%	82.7%	9.4%	3.9%	3.7%	.2%	100.0%
	高校	度数	562	49	25	12	8	656
		%	85.7%	7.5%	3.8%	1.8%	1.2%	100.0%

合計	度数	940	92	43	29	9	1113
	%	84.5%	8.3%	3.9%	2.6%	.8%	100.0%

(2) 麻薬や脱法ドラッグに対する友達の意識(中高生)

「麻薬や脱法ドラッグについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか」

(中高・問13)

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他(具体的に:

表3-2 脱法ドラッグについてあなたの友達の意識

		脱法ドラッグについてあなたの友達の意識					合計
		絶対にい けない	やってはいけな いが大きな問題 ではない	さほど問 題ではな い	その他	無回答	
中学校		4153	164	44	60	13	4434
	%	93.7%	3.7%	1.0%	1.4%	.3%	100.0%
高校		4655	185	57	72	26	4995
	%	93.2%	3.7%	1.1%	1.4%	.5%	100.0%
合計		8808	349	101	132	39	9429
	%	93.4%	3.7%	1.1%	1.4%	.4%	100.0%

自分の意見の場合と同様「やってはいけないが大きな問題ではない」という意見が93%と多い(表3-2)。中学生と高校生で割合に差はない。

(3) 喫煙に対する意識

「タバコについてあなたはどのように考えますか」(中高・問14)

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他(具体的に:

表 3-3 タバコについて

		タバコについて					合計
		絶対にいけない	大問題ではない	さほど問題ではない	その他	無回答	
中学校		3113	883	294	138	6	4434
	%	70.2%	19.9%	6.6%	3.1%	0.1%	100.0%
高校		2805	1367	626	177	20	4995
	%	56.2%	27.4%	12.5%	3.5%	0.4%	100.0%
合計		5918	2250	920	315	26	9429
	%	62.8%	23.9%	9.8%	3.3%	0.3%	100.0%

「絶対にいけない」が64%の者からあげられるが、「麻薬や脱法ドラッグ」に比べ30ポイント、万引よりも24ポイントも低くなる(表3-4)。逆に、「やってはいけないが大きな問題ではない」が24%、「さほど問題ではない」が10%の少年からあげられる。少年達の間でのタバコの許容化がなされていることがいえる。中学生と高校生では、中学生に比べ高校生の間での許容化が進んでおり、高校生の56%しか「絶対に行けない」と判断していない。

因みに中・高校生の「万引許容群」についてみると、「絶対にやってはいけない」は30%の者しかあげず、全体から33ポイントも低くなる(表3-1-2)。その一方で「いけないが大きな問題ではない」(38%)や「さほど問題ではない」(29%)が多くなる。万引に許容な少年は、タバコに許容な者が麻薬やドラッグ以上に多くなることがいえる。

表3-4 許容群のタバコに対する意識

			問14				合計	
			絶対にやってはいけない	やってはいけないが大きな問題ではない	さほど問題ではない	その他		無回答
学校区分	中学校	度数	155	188	94	19	1	457
		%	33.9%	41.1%	20.6%	4.2%	.2%	100.0%
	高校	度数	174	233	226	18	5	656
		%	26.5%	35.5%	34.5%	2.7%	.8%	100.0%
合計		度数	329	421	320	37	6	1113
		%	29.6%	37.8%	28.8%	3.3%	.5%	100.0%

(4) 喫煙に対する友達の意識(中高生)

「タバコについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか」(中高・問15)

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他(具体的に:

表 3-5 タバコについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか

		タバコについてあなたの友達					合計
		絶対にい けない	やってはいけな いが大きな問題 ではない	さほど問 題ではな い	その他	無回答	
中学校		2656	1196	468	96	18	4434
	%	59.9%	27.0%	10.6%	2.2%	0.4%	100.0%
高校		2040	1630	1164	127	34	4995
	%	40.8%	32.6%	23.3%	2.5%	0.7%	100.0%
合計		4696	2826	1632	223	52	9429
	%	49.8%	30.0%	17.3%	2.4%	0.6%	100.0%

「絶対に行けない」が50%と多いが、麻薬や脱法ドラッグの94%に比べ、44ポイントも低くなっている(表3-3)。特に、中学から高校となるに従い20ポイント近くも低くなる。

第3章 まとめ ～考察を含め～

I 全体の主な結果

主な結果として以下の点が本調査によって明らかとなった。

- (1) ほとんどの小学5年生が万引とは何かを知っている（99.2%）。
小学5年生では「テレビで」知ったとする意見が全体の7割に達した。
- (2) 万引は「絶対やってはいけないこと」とする小学生が97%までを占めるが、その比率は高学年（中学・高校）になるにつれて低くなる。大きな落差は小学校から中学校の間にある。
- (3) 万引は「絶対やってはいけないこと」とする意識は、自分自身の場合には強いが、友達のこととなると考えていない。「やってはいけないがたいしたことではない」が10.3%から18.3%と倍近くなる。
- (4) 万引きを友達に誘われた経験は高学年になるほど多くなり、小学生が3.9%に対し校生では13%が誘いを受けている。
- (5) 全学校で万引する理由として最も多いのが「その品物が欲しいから」（75.8%）で小学生の8割近くが回答している。「簡単にできる」と「換金目的」の比率は学年があがるほど高くなる。
- (6) 捕まったときのことを考えた場合、「家に連絡される」「警察に通報後聴取される」ことを占める割合が共に8割近くになる。万引許容群については学校を中心とした社会的指導が十分に必要ことが伺える。
- (7) 万引をした子どもに対して「警察と学校が連携して指導すべき」との意見は中学生・高校生ともに半数を占める。
- (8) 子どもが万引をしたと連絡を受けた親は、直ちに引き取りに行くべきだとする意見が中学生・高校生ともに9割を超える。理由として5割以上が「親にも責任があるから」としている。
- (9) 万引きした子どもに親は「厳しく指導するべきだ」とする回答が中学生・高校生を問わず9割ほどある。その理由として約4割が「反省させるため」で約4割が「親にも責任がある」と回答している。一方、「厳しく指導するべきではない」とする理

由として回答しているのは「居場所がなくなり、かえって非行に走るから」が7割であった。

- (10) 万引をしてしまった場合の店への対応については、中学生は4割強程が「買い取りと迷惑料を払う」と回答しているのに対し、高校生ではこの回答は3割にとどまるものの、一番多く3割ほど有る。「その場で謝罪すればよい」との回答は、中学生で3割あったが、高校生では2割にまで減っている。
- (11) 監視カメラ（95%）や万引防止機器（45%）の存在は小学生の認知度の中では高い。「万引対策をよくしている店」であることをもっと高校生を中心に積極的にアピールすることが万引を減らすのに有効と伺える。
- (13) 子どもが万引をしなくなる対策は「家庭のしつけ」であるとするものは小学生で約7割、高学年になるほど比率が下がる。中高生で最も高い比率を示すのは「万引をしづらい店づくり」であった。
- (14) その他の非行について「絶対にやってはならない」とするものが「麻薬・脱法ドラッグ」では96.1%と圧倒的なのに対して、「タバコ」では62.8%に過ぎない。一方、万引は86.8%であった。（中学生の場合）

II 考察

以下の点が考察される。

1. 万引少年の基本的特徴

(1) 早い段階からの万引少年化への芽生え

小学5年生の9割が「万引」とはどういう行為かを知っており、「絶対にやってはいけない」と殆どの者が回答しているものの、少年達の3%が「やってはいけないが大きな問題ではない」と責任を回避し中和化する、あるいは少年の0.3%(8名)が「良くあること、たいした問題ではない」と非犯罪化している。こうした判断をする少年達が中学、高校へと進学するに連れ3割近くを占めるようになることを考慮すれば、将来、これら3%の少年達は、万引行為を許容し実行する可能性を秘めた中核部分になることも十分に考えられる。

小学校の段階から「万引は絶対にだめ」と全員に周知徹底させることの重要性が指摘できる。特に3%の少年隊の教育が重要である。

(2) 必要な友人関係の調整

小学生を含む少年全員が自身「絶対にだめ」と判断している一方で、その周囲の友人の22%が「大きな問題ではない」「たいした問題でない」と考えていると判断されている。小学生でも7%と10人に1人近くになる。

さらに、少年達の10%が「万引をするよう誘われた経験」を持っている。小学生でも4%である。また、「万引きした商品の売買」も20%近くが見聞きしている。

こうした少年達が万引をする動機として「お金や品物が無い」という状況もあるが、その一方で「仲間はずれ」や「度胸試し」「みんながやっている」、小学生だけであるが「友達にやれと言われた」などが多くの少年達によってあげられている。

少年本人を「万引少年化させない」努力も必要であることは間違いないが、同時に少年を取り巻く普段からの友人関係に働きかけ万引きしないようを調整することが重要である。

(3) 軽微であれば「万引は犯罪と分かっているでも許容

先に述べたように少年達の多くは「万引は万引犯罪」と頭で分かっているでも、その一方で少年達自身と友人の多くは、その体の中に自己の責任を回避し中和化し、万引行為に走りかねない心理的備えをしている。こうした少年達は全体の10%以上にも達すると計算される(万引許容群)。

こうした少年達の「問題は大きな問題でない、あるいは、良くあること」という心理は、店舗からの警察、保護者への連絡に「連絡しなくとも良い」といった判断を産み出す基ともなっている。

万引犯罪が金額的に少額な犯罪であろうと、その蓄積がいかに店舗の経営を危機に陥れるかを少年達の「軽微、良くある」という心理に徹底して伝え植え込む必要がある。

(4) 親に対する実態と本音の乖離

多くの少年達は店舗で捕まったら「保護者に引き取り」を連絡することを「はい」と肯定する。しかし、その肯定の理由としては「子どもの指導は親の責任だから」が55%の者からあげられる。「少年に反省させるため」は27%にすぎない。

少年たちによれば、保護者(親)の引き取りは、子どもを反省させるためではなく親の責任を果たすためと考えられている。実際の多くの親は、そういう状況にあるとうかがえる。しかし、その一方で、少年自身の90%が「(万引した)少年に親は厳しく指導すること」も求めている。

実態としての「責任を果たすだけの親」と本音としての「万引少年に対して、親はしっかり指導するべきだ」という親に対する心の乖離がうかがえる。「親(保護者)よ、万引少年に対し、しっかり向き合え」ということが暗示されている。

万引少年を下敷きにしての、子どもから見た現代の親—子関係が示されている。

(5) 複合する許容性

万引以外に「麻薬や脱法ドラッグ」「タバコ」への許容性を求めた。その結果として、万引以外の逸脱行為に対しても、少年達は「絶対にだめ」と否定する者が多くなった。ただ、逸脱行為に対しては、否定する少年達の割合に差が生じた。

注目されることは、万引少年の中でも「(本人も友人も何らかの許容性を示す) 万引許容群」の少年達は、「麻薬や脱法ドラッグ」や「タバコ」のいずれに対しても、同様に「許容的な少年達」が多くなっている。

ということは、①少年達の多くは、いかなる逸脱行為に対しても「いけないことはいけない」という規範意識を身につけているが、②その一方で、ある割合で「いかなる逸脱行為に対しても許容的な少年達」が育ってゆく可能性のあるグループが存在する、ことが示されている。

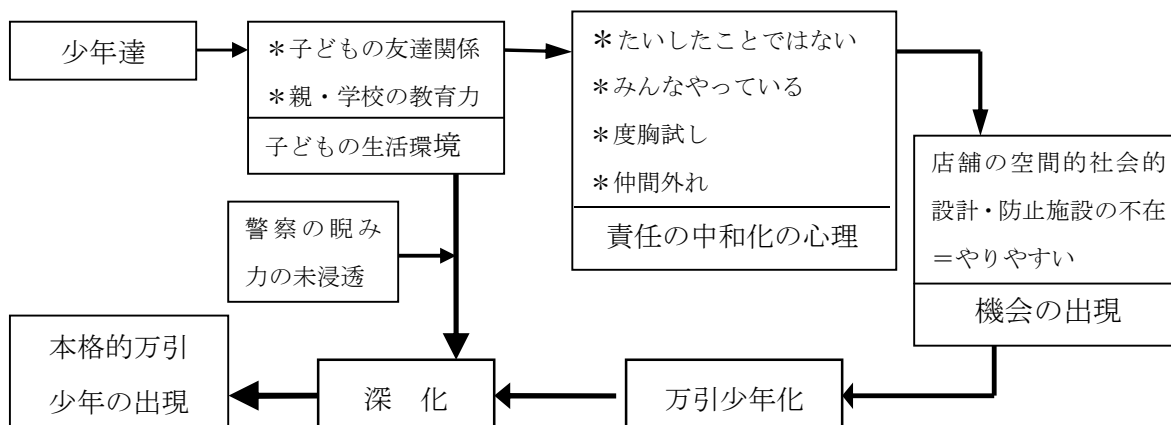
(6) タイプ別に万引少年を指導する必要

万引少年の基本的特徴の最後の(5)で述べたように、少年達を自身と友人達の万引許容性に従ってグループに分けることができる(図2-1)。特に、この図の中でも「万引許容群」に属する少年達は、警察・学校・親に連絡されることを強く忌避し、他の逸脱行為に対しても許容性の高いなどの特徴を示す。

全ての少年達に「万引を働くな」と強く指導するのではなく、指導や対応の内容をグループに応じて分けた「グループ別万引教育プログラム」の開発がなされる必要がある。そうでなければ、そうした教育を必要としない少年達にも全て教育し、逆に言えば、必要とする少年達には「薄められた教育」が手元に届くか否かも定かでないまま行われる、という「コストパフォーマンス」の点から批判されるべき対応がなされることとなろう。

(7) 万引少年化の過程

本調査を全体で俯瞰し、以下のような万引少年化の過程を描くことができよう。



2. 店舗における「万引防止行動計画」成立のための素描

店舗の万引防止活動を展開するには、基本的な行動計画が必要となろう。その計画を作り上げるために必要な、基本的骨組みを素描しておく以下のようなようになろう。行動基本計画そのものは、今後の課題とする。

行動基本計画策定のための初期値（まず頭の中に入れておかねばならないこと）として、以下の点が上げられる。

- (1) 店舗は「商品」を販売し利益をあげねばならない。
- (2) 実際に商品が盗られるまで、不審者は「お客」である。従って、みだりに不審者視することは利用客の減少を招きかねない。
- (3) 商品を購入させるには、店舗内で商品に身体を接近しやすく、かつ自由に徘徊させねばならない。

しかし、犯罪者の基本行動として、犯罪者が犯行を決意するのは、どのような犯罪者にも共通する「やりやすいか否か」であり、やりやすいは、①近づきやすく、②逃げやすい(徘徊しやすい)である。見えない一見えにくいなどは、隠れやすい一身を潜めやすい等と共に「近づきやすい」の下位項目を形成する。こういう点で、店舗は基本的に店舗である限り「万引」に遭遇することは、いつの時代でもどの社会でも必然としておかねばならない。

- (4) 万引防止のために有効に施設・設備・危機等はある。しかし、そうした物を導入したところで、それに見合った利益をあげることができるか否かに不安があり、導入は遅れがちになる。

犯罪防止には7種の基本手法がある。どの手法を採用するかは、効果、コスト、利便性、親しみやすさなどを考慮し、リスクをかけて店舗責任者が選ぶことである。万引は防止できる。しかし、そこには多大の知恵が投入されねばならない。

今回の調査を踏まえ、とにかく店舗が展開すべき「万引防止行動計画」を述べておくと以下の点が指摘できよう。

1. 死角の除去(物理的対応及び社会的対応(商品の配列、ミラーや商品検知器の設置など、従来の方策の強化。絶え間ない「あいさつ」など)。
2. 学校との連携強化—中身のある情報交換(学校への万引少年の情報の提供=少年自身、学校にはそうした情報が行かない、と考えている)。
3. 警察と共同しての、いかに安価な商品であっても「保護者と子どもが一緒になっての謝罪」、「店舗を含む謝罪的社会的活動」の準義務化の推進。

現在の店舗状況が続くならば、万引防止に「投資できる店舗と、そうでない店舗」の犯罪被害の2極化が進むと診断される。

添付資料

アンケート調査用紙

〈万引についての全国子ども意識調査・小学生〉

都道府県名	学校名	性別
		男・女

*都道府県名学校名を記入して下さい。あなたの性別をどちらかに○をつけて下さい。

記入についてのお願い

1. 下の質問に、() のなかの注意に従って答えて下さい。あてはまるものの番号を○でかこんで下さい。記入は、鉛筆でもボールペンでも構いません。
2. 書き終わったら、この調査ひょうを封筒に入れ、封をして出して下さい。

万引とは

「お金を払わずにお店の商品を持っていくこと」をいいます。

問1. 万引ということを知っていますか？ (ひとつだけ)

1. 知っています。
2. 知らなかった

問2. 上の質問で「知っている」と答えた人は、万引についてどこで教えられましたか。

1. 学校で
2. 家の人から
3. けいさつで
4. テレビで
5. その他 (具体的に ;)

問3. 万引についてあなたはどのように考えていますか？ (ひとつだけ)

1. ぜったいにやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他 (具体的に ;)

問4. 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。(ひとつだけ)

1. ぜったいにやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他 (具体的に ;)

問5. あなたは万引をするよう誘われたことはありますか。(ひとつだけ)

1. ある
2. ない

問6. 子どもたちが万引をするのはなぜだと思いますか (いくつでも)

1. その品物が欲しいから
2. お金がないから
3. どきょうためしのため
4. いらいらしたから・楽しいから
5. みんなやっているから
6. 友人にやれといわれたから
7. かんたんにできるから
8. たいした罰 (ばつ) を受けないから

＜万引に関する全国青少年意識調査・中高生用＞

都道府県名	学校名	性別
		男・女

都道府県名・学校名を記入して下さい。あなたの性別を男・女どちらかに○を付けて下さい

記入についてのお願い

1. この調査は万引に対する考え方を全国の中学生・高校生の皆さんからお聞きするために、文部科学省・警察庁の協力を得て実施するものです。
2. 調査の対象校は都道府県別・規模別まったく統計的に選んでおり、特別の意図はありません。
3. 以下の質問に〈 〉の中の注意に従ってお答え下さい。当てはまるものの番号を○で囲んでください。記入は鉛筆でもボールペンでも構いません。
4. 書き終わったら、この調査票を封筒に入れ、封をして提出して下さい。

I. 青少年の意識

問1. 万引についてあなたはどのように考えていますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題でないこと
4. その他（具体的に： _____）

問2. 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題でないこと
4. その他（具体的に： _____）

問3. あなたは万引をするよう誘われたことがありますか。〈一つだけ〉

1. ある
2. ない

問4. 少年たちが万引をする一番の理由は何だと思いますか。〈いくつでも〉

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. その品物が欲しいから | 2. お金がないから |
| 3. 度胸試しのため | 4. ストレス解消・淋しいから |

- | | |
|-------------------|------------------|
| 5. みんなやっているから | 6. 友人に強要されたから |
| 7. 簡単にできるから | 8. たいした罰を受けないから |
| 9. 仲間はずれになりたくないから | 10. 中古品店等で換金するため |
| 11. 友達に売るため | |
| 12. その他（具体的に； | ） |

問 5. もし少年が店で万引で捕まったらどうなるとお思いますか。〈いくつでも〉

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 警察に通報されて取り調べを受ける | 2. 学校に通報されて怒られる |
| 3. 学校に通報されて停学等になる | 4. 家に連絡される |
| 5. 店で損害賠償を払わねばならない | 6. 商品を買えば済む |
| 7. 店で説教されるのみ | |
| 8. その他（具体的に； | ） |

問 6. 少年が万引をした品物を友人などに売っているという話についてどうお思いますか。〈いくつでも〉

- | |
|----------------------------|
| 1. そのような話は聞いたことがない |
| 2. 聞いたことはあるが関わったことはない |
| 3. 万引した品物を買うよう持ちかけられたことがある |
| 4. 万引した品物を断りきれずに買ったことがある |
| 5. その他（具体的に； |
| ） |

II. 万一万引をした青少年に対して

問 7. 万引に関して様々な意見がありますが、以下のような意見に対してどうお思いますか。

問 7-1. 店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである。

〈一つだけ〉

1. そう思う
2. そう思わない

問 7-2. 上記問 7-1. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。 〈一つだけ〉

1. 万引は犯罪だから
2. 少年に反省させるために
3. 再発防止のため
4. その他（具体的に；
- ）

問 7-3. 上記問 7-1. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。 〈一つだけ〉

1. 万引は大した罪ではないから
2. 品物は戻るので損害は発生していないから

3. 犯罪者として扱うのは少年の将来を奪うことになるから
4. その他（具体的に；

問7-4. 店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである。

〈一つだけ〉

1. そう思う
2. そう思わない

問7-5. 上記問7-4. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈一つだけ〉

1. 生徒の指導は学校の責任だから
2. 他の生徒のためにも、厳しい処分を学校がすべきだから
3. いじめなどが背景にあるかもしれないので学校は知っておくべきだから
4. 少年に反省させるために
5. 再発防止のため
6. その他（具体的に；

問7-6. 上記問7-4. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈一つだけ〉

1. 万引は大した罪ではないから
2. 学校外の私的な行動であるから
3. 退学などになりかねないので、少年の将来のために
4. 少年にとって大した罰にはならないから
5. その他（具体的に；

問7-7. 店が万引をした少年を捕まえたら、保護者（親）に連絡して、引き取りに来てもらうべきである。〈一つだけ〉

1. そう思う
2. そう思わない

問7-8. 上記問7-7. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。

〈一つだけ〉

1. 子どもの指導は親の責任だから
2. 少年に反省させるために
3. 再発防止のため

4. その他（具体的に； ）

問 7-9. 上記問 7-7. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。（一つだけ）

1. 万引は大した罪ではないから
2. 親は子どもの万引とは関係ないから
3. 少年にとって大した罰にはならないから
4. その他（具体的に； ）

問 7-10. 少年が万引をしたとの通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである。（一つだけ）

1. そう思う
2. そう思わない

問 7-11. 上記問 7-10. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。（一つだけ）

1. 再発防止のために連携して指導すべき
2. 生徒の指導は学校の責任だから
3. いじめなどが背景にあるかもしれないので学校は知っておくべきだから
4. 少年に反省させるために
5. 再発防止のため
6. その他（具体的に； ）

問 7-12. 上記問 7-10. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。（一つだけ）

1. 犯罪なので警察が対処すべき
2. 学校外の私的な行動であるから
3. 退学などになりかねない、少年の将来のため
4. 学校は形だけの叱責しかしないから
5. その他（具体的に； ）

問 7-13. 店又は警察から子どもが万引をしたとの連絡を受けた親は、直ちに子どもを引き取りに行くべきである。（一つだけ）

1. そう思う
2. そう思わない

問 7-14. 上記問 7-13. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。（一つだけ）

6. その他（具体的)

Ⅲ. 万引を減らすために

問 9. あなたは万引についてどこかで教えられたことがありますか。〈いくつでも〉

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 学校の授業で | 2. 保護者から |
| 3. 警察で | 4. 特に教えられたことはない |
| 5. その他 | |

問 10. あなたは少年が万引をしなくなるためにはどうすればいいと思いますか。

〈いくつでも〉

1. 万引について授業でとりあげる
2. 家庭でのしつけをきちっとする
3. 警察が万引を厳しく取り締まる
4. 万引（窃盗）の刑罰を重くする
5. 万引しづらい店づくりをする
6. 万引した人やその親から罰金、迷惑料などをとる
7. 中古品を買い取る店で万引をした品物かどうか厳しくチェックする
8. その他（具体的に；)

問 11. 次の、店、学校、警察などが万引をさせないために取り組んでいることの中なかで、知っているもの、または経験したものはありますか？ 〈いくつでも〉

1. 店は万引防止ポスターを貼るなど、万引対策をしている店であることをアピールする
2. 店は「いらっしゃいませ」などの積極的な挨拶や、店員や防犯ミラーを気にしながらウロウロするなど万引と疑わしい不審な行動には「何かお探しですか」などの声かけをして万引を事前に防ぐ
3. 店は、少年の万引は全て警察と保護者に連絡する。万引した少年の通学する学校が判明したときは、学校に対して、性別・学年を連絡する
4. 警察は、万引した生徒の学校に対し、非行防止に必要な指導をしてもらうため連絡する
5. 学校は、生徒に「万引は犯罪であること」を指導し、万引した少年に対しては万引を繰り返さないような心に響く指導をする
6. 本やレコードなどの中古品を買い取る店は、中古品を売りに来た 18 歳未満の者に対して、保護者と一緒に来るように求め、または保護者に電話して確認を徹底する
7. その他（具体的に；)

V. 意見・事例等自由意見

問 16. 万引に関する意見・事例等があったら自由に書いて下さい。

①万引や万引をする人に関して

②万引を見聞きすることに関して

③万引を無くすための方策について

④お店に関して

～ご協力ありがとうございました～